

二 「幕末期薩摩藩の軍事力強化と諸郷・郷士」(平成二八年度)

九州大学大学院 修士課程 豊廣 優貴

論文の概要

【研究テーマ】 幕末期薩摩藩の軍事力強化と諸郷・郷士	
【氏名】 豊廣優貴	【所属】 九州大学大学院人文科学府
〔はじめに〕 幕末期薩摩藩の研究は中央政局での動向を中心に推進されてきたが、国許での政治的動向に関しては寡少である。そこで国許で軍事力強化が進められて行く中で重要視されるようになっていったものの、あまり研究が蓄積していない郷士の軍事的側面に焦点を当てた。そして幕末期薩摩藩において郷士という存在が果たした役割と、なぜ彼らがその役割を果し得たのかという点を明らかにすることを目指した。	
〔本 論〕 ・第一章 軍事力強化への課題認識 当時の薩摩藩内において、軍事力強化のためには組織・制度の変革や装備の充実といったいわゆるハード面と、士気の振興、人心の一致一和といったいわゆるソフト面という両面での変革が必要であると認識されていたことを明らかにした。 ・第二章 琉球外交問題の発生と郷士の重要性の高まり 泰平の世の中で不必要とされていた郷士の軍事的側面は、弘化元年に起こった琉球外交問題を契機として重要視されるようになっていく。これ以降進められていく薩摩藩の軍事力強化の動向とその中で郷士たちに求められた役割について明らかにした。 ・第三章 薩摩藩軍事組織の中の郷士 琉球外交問題の発生後、薩摩藩では軍制改革が実施されていく。その中で藩士たちの軍賦も改正され、出軍の際の「御備組」が定められた。ここでは文久元年の改正を中心に、薩摩藩軍事組織の中における郷士たちの存在の数量的な意義を明らかにした。 ・第四章 居地頭制の復活 元治元年9月8日に居地頭制の復活が布達された。その契機となっていたのは軍役奉行、黒田嘉右衛門の建言だった。ここでは黒田はどのような課題を踏まえ、どのような観点から居地頭制復活の建言を行い、そこに何を期待していたのか。そして茂久や久光をはじめとする藩の要路が地頭たちに何を求めていたのかを明らかにした。 ・第五章 地頭の支配と諸郷内の実態 郷士たちの実態は泰平の世の中で文武不出精、風俗頹廃というものであった。しかしそれは薩英戦争を機に変化の兆しが見られるようになる。そのような中で居地頭制が復活したのである。ここでは安田助左衛門・名越時敏の任地の様子を中心に、他郷の様子も検討しながら、居地頭制の復活にどのような意義が見受けられるのかを明らかにした。	
〔まとめ〕 幕末期薩摩藩が軍事力強化を推進していく中で、郷士たちは数量の面で非常に大きな存在であった。彼らは城下の藩屏として藩領全体を網羅的に防御すると同時に薩摩藩の中央政局での動向を軍事的に支える基盤となっていた。また彼らは数量の面だけではなく、軍事力強化に不可欠とされた士気振興・人心一和を果たしており、質的にも重要な変化を遂げていたのだが、地頭の指揮がその変化に大きく寄与していたのである。	

幕末期薩摩藩の軍事力強化と諸郷・郷士

豊廣 優貴

はじめに

幕末期の薩摩藩は中央政局において大きな役割を果たした。この点に関しては、近年『鹿児島県史料 玉里島津家史料』の刊行を契機として、芳即正氏、佐々木克氏、町田明広氏らによって研究が進められ、中央政局における政治的活動の様相が明らかにされてきている⁽¹⁾。

しかし、中央政局での政治的動向はあくまでも国許での政治が基礎となっていないはずである。例えば白石烈氏は、幕末肥後藩の富国強兵策の中から蒸気船購入問題の考察を行っている。そして、中央政局に積極的に参加した肥後藩は朝廷・幕府の方針統一に尽力したが、それは国許における富国強兵策の実現と表裏一体のものであり、中央政局での政治活動が国許政治に規定・促進される様相、その両者の双方向的な関係性を解明した⁽²⁾。このように、幕末維新期の各藩国許における政治を検討することが重要な課題であることは明らかである。さらに、中央政局での動向を理解するためには、国許での政治的動向とを双方向的に分析する必要があるのではないだろうか。この点に関して薩摩藩における研究は、史料上の制約もあり、芳即正氏、高木不二氏、高村直助氏らの研究が挙げられる他には管見の限り寡少である⁽³⁾。

そこで本稿では、幕末期薩摩藩の国許における政治的動向を考

える一端として、諸郷・郷士に焦点を当て、その役割と重要性を中央政局との関連にも留意しながら明らかにしていきたい。当時の薩摩藩では、他藩と同様、特に軍事に関する多くの改革が行われていた⁽⁴⁾。その「軍事」という問題を考える際に、当時特に重要視されたのが郷士という存在である。元治元（一八六四）年八月、軍役奉行の黒田嘉右衛門清綱は次のように述べている。

即今御領国強兵之急務は、第一諸郷引立ニ有之、諸郷引立之急務は、何れ地頭居付之御旧制ニ被復外御良法有御座間敷奉存候⁽⁵⁾

つまり、軍事力強化にあたっては諸郷の引き立てを第一に行わなければならず、そのためには「地頭居付」、すなわち各郷に地頭が常駐する「居地頭制」の復活⁽⁶⁾が不可欠だと黒田は考えていたのである。その結果、実際に居地頭制は同年九月八日に復活した⁽⁷⁾。また、原口泉氏は戊辰戦争の勝利に貢献したのは城下の急進的下級武士だけでは決してなく、郷士の存在が大きかったと指摘している⁽⁸⁾。さらに、軍事力を強化していくにあたって他藩のように「農兵」という議論が起これば、郷士に焦点が当てられていることは薩摩藩の特質である。これらのことを併せて考えると、幕末期薩摩藩の国許における政治的動向の中でも、「郷士」という存在は特に重要な検討課題と認められるのである⁽⁹⁾。

では、郷士に関する研究がどのように蓄積されてきたのかとい

うことを確認しておこう。その主眼は彼らの生活形態や経済的側面、農業経営に関するもので、原口虎雄氏や秀村選三氏をはじめとして多くの研究が展開されてきた⁽¹⁰⁾。それに比べると、郷士たちの軍事的側面や復活した後の居地頭制の様相に関しては研究が寡少である。原口泉氏は弘化四(一八四七)、嘉永三(一八五〇)、慶応三(一八六七)、明治二(一八六九)年に薩摩藩が行った軍役高改正問題を通して、軍事力再編強化の過程とその意義を検討し⁽¹¹⁾、さらに出水郷士である伊藤家を事例として、郷士が戊辰戦争の際にどのように軍事的に編成され行動したのかを説明している⁽¹²⁾。また町田剛士氏は、禁門の変における串木野郷士の記事から、そこでの薩摩藩の京都警衛の状況を概観している⁽¹³⁾。しかし、国許における郷士の動向に関してはさらに分析を深化させていく必要があるだろう。また居地頭制に関しては、いくつかの自治体史で地頭の人名が示されることがあるが、その評価としては僅かに、地頭の下には所三役⁽¹⁴⁾が実務を取り仕切っており、「地頭等は閑職のきらいがあり、居地頭制度そのものの効果が上がったとはいえなかった」とするものが見られるのみである⁽¹⁵⁾。しかしそこでは地頭の動向が示されておらず、その

実態を実証的に検討していく必要があるだろう。その中であつて、安藤保氏の研究は、居地頭であつた名越時敏の「日史」と安田助左衛門の日記を用いて居地頭制の意義と郷内(小林郷など)の文武の実態を解明した貴重なものである⁽¹⁶⁾。しかし、「解題」という性格上、名越と安田の任地の様子以外はあまり明らかにされて

おらず、「軍事」との関連を踏まえながらさらに検討を進めていく必要があると考えられる。

よつて本稿では、幕末期薩摩藩の国許における政治的動向の一つとして諸郷・郷士を取り上げ、(一)郷士が重要視されていく契機と藩の軍事組織における郷士の存在、(二)居地頭制が復活するに至った理由、(三)居地頭制下の諸郷の実態と、そこから見い出される居地頭制の意義について検討し、最後に中央政局との関連を踏まえて、幕末期薩摩藩の中での郷士という存在の意義について明らかにしたい。

一 軍事力強化への課題認識

まず、幕末期に軍事力強化、富国強兵を実現するためには何が重要であると考えられていたのかという点を、居地頭制が復活した茂久期の様相に関して簡単に検討していきたい。

薩摩藩の対外方針は島津斉彬以来、一貫して「未来攘夷」、つまり現状では西洋列強に対抗することは不可能であるとし、まずは富国強兵を図り、それを実現した上ではじめて攘夷を実行するというものであつた⁽¹⁷⁾。それゆえ当然国許では軍事力強化を図ることが第一であるとされ、実行されていた⁽¹⁸⁾。

そのためには以下の三つの要素が重要だと考えられていた。まず一つ目は当然、組織・制度の変革、軍艦・装備の充実である。実際に薩摩藩では、薩英戦争後に英国式軍制を採用し、さらに開成所の設置、施条銃・大砲の購入、軍艦・汽船の購入、海軍所・

陸軍操練所の開設（英国陸軍士官を雇用）などの諸政策が実行されてきている⁽¹⁹⁾。

二つ目は士気の振興である。茂久の側近である兒玉雄一郎は、當時は「乱階既ニ不遠」、「三国ノ士氣ヲ御振起不被為在候テハ、片時モ不相濟御時節」だと指摘し、その士気の振起のためには「人程大切成者ハ無之、御時節ニテイツレ奸曲ヲ御退ケ、忠貞ヲ御擢用被遊」のようにと、人材登用が肝要であると指摘した⁽²⁰⁾。さらに、市来四郎も「当今ノ世態ニテ肝要ニ御世話可被為在儀ハ、御軍事ト奉存候、右ハ甚多端ノ訳ニテ、其御根本ハ人心ノ奮起ヲ初ニシテ、富国強兵等ノ筋、尤モ重大多繁ノ事柄ニ御座候」⁽²¹⁾と、軍備の根本は人心の奮起であると指摘している⁽²²⁾。

三つ目は人心の一和である。居地頭となった伊集院伊膳は支配下に向けて次のように訓諭している。

諸郷風俗沙汰ニ付テハ、其郷ノ役々取扱ノ正邪ニ依テ、風俗ニ拘事ト存候、追々役儀モ申付事候得ハ、尚又精微二人柄致吟味度、兎角嘸・与頭等相勤候者ハ、第一私欲ヲ去リ、義理廉直ヲ専トシテ、士氣ヲ引立、最眞偏頗ノ取扱無之、道義ノ一筋ヲ守リ、私無キ所ニテ御奉公所致肝要ト存候、且又炮術訓練ハ、當時第一ノ急務ニテ、一向ヲ修行不致候テ、不叶時節ニハ候得共、一心同体不致候シテハ、何程致熟練候共、急變ノ期ニ望ミ、十分ノ働キ出来兼候半⁽²³⁾（後略）⁽²³⁾

つまり、当時第一の急務である砲術訓練に出精して熟練したとしても、郷士たちが一心同体していなければ「急變ノ期」つまり有事に出兵した際に十分な働きは出来ないとしており、郷士間での「横」の関係における一和の重要性が指摘されている。また、それと共に、「国家之興廢は、人心之、和と不和とによる事ニ御座候得は、万端人心服悦する処を基本に被為居（中略）上下一致仕、若大節に臨ミ候へは、君之御為忠誠を尽し可申候」⁽²⁴⁾と、君主の下で家臣が忠義を尽くすという、「縦」の関係における一和の重要性も広く認識されていた。

このように、国元で当時第一に果たさなければならなかった軍事力強化のためには、組織・制度・装備といったいわゆるハード面はもちろんのことだが、それと同様に「士氣」「人心」といった「人」つまりソフト面もまた重要なものと認識されており、この両面の改革が志向されていたのである。

二 琉球外交問題の発生と郷士の重要性の高まり

郷士たちの存在は、島津重豪によって天明六（一七八六）年に、家格が城下士のそれに比べ一段下げられた⁽²⁵⁾ように、幕藩制的家臣団として城下士が重視される一方で軽視されていた⁽²⁶⁾。彼らは農村統治の側面から見ればその意義はあるものの、泰平が二〇〇年ほども続く中で、その軍事的側面は必要とされなくなつたのである⁽²⁷⁾。では、郷士という存在はどのような過程を経て重要視されるようになっていったのだろうか。ここではその点に

ついで検討していきたい。

弘化元（一八四四）年三月一日、仏船アルクメーヌ号が琉球に来航し、通信・貿易・布教を要求した。そして神父と通詞の二人を残し、仏国皇帝の命によって翌年に「大総兵船」で来航することを予告して去った。また翌二年と三年には英船が来航して数人が琉球に滞在している⁽²⁸⁾。さらにこれらの仏英船は琉球を経て長崎にも来航し（弘化二年に英船サラマン号、弘化三年にセシ―ユ提督率いる仏艦隊が長崎に来航）、その途上にある薩摩藩領の喜界島・徳之島・大島・甕島にも仏英船が来航するようになる⁽²⁹⁾。

このように、領内にも異国船が頻繁に来航するようになった状況に危機感を募らせた薩摩藩内では、同三年一〇月頃を境に軍事力強化・軍制改革へ向けた取り組みが始まる。具体的には軍役の根本となる給地高の改正、洋式兵制への移行、鑄製方の設立、海岸諸所の見分と台場の修築、砲術館の設立などが挙げられる⁽³⁰⁾。その目的はもちろん「公儀」から引き受けている自領の防衛が挙げられるが、それ以外に特筆すべき点が二点ある。

まずは長崎への出兵に備えるためという点である。同四年七月一日、藩主斉興の命を受けて調所広郷・海老原清熙・二階堂志津馬・名越右膳・安田助左衛門の五名が軍備について議論している。その中で「上様（＝斉興）別而御懸念」の事は「異国船事ニ依、長寄表へ可来風聞モ有之、就テハ御奉行ヨリ御奉書御到来ニテ、御大国ノ事故人数ノ式三万モ差出候様被仰付候ハ、三五日ノ

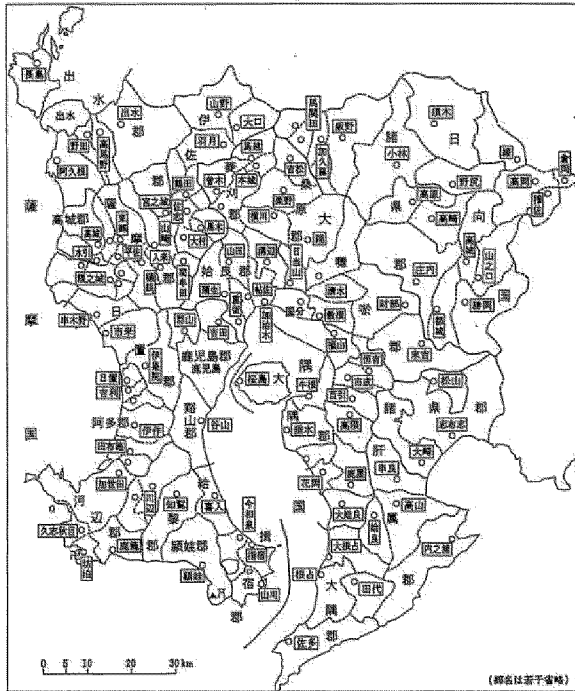
間ニ出張可相調哉」という点であった⁽³¹⁾。つまり、斉興を始めとする藩要路は幕府から長崎へ出軍を命じられた際に迅速に対応できるかという点を危惧していたのである。

次に、隣国の救援のために軍勢を派遣するという点である。安田助左衛門は意見書の中で、「給地高御旧規ニ被復度ト申儀ハ畢竟ノ公儀御軍令ハ勿論、隣国騒動、異国船来着等ニテ御人数被差出候節、夫々持高二応シ人数兵器等差出候儀、和漢古今ノ通法ニ御座候」⁽³²⁾と給地高改正の目的を述べている。このような隣国を救援する必要性に対する理解は藩内で共有されていたようである。海老原清熙は当時を回顧して、「有事ノ日ハ東西各島兼テ急変ノ備ヘナクンハアラス、亦隣国海岸ノ国ナレハ救援ノ法ヲ設ケラレ、就中鉄肥・高鍋・延岡・佐土原皆蕞爾タル小藩ナレハ、大砲小銃弾薬兵糧ヲ初メ貯ヘアツテ神速ニ応スルノ手当ヲ設ケ各郷兵隊ノ人員を撰ンテ規則ヲ施」したと述べており⁽³³⁾、特に鉄肥・高鍋・延岡・佐土原といった隣国の小藩を救援する必要性が認められている。

では、このように軍事力強化が図られていく中で、郷士に求められた具体的な役割を、嘉永二（一八四九）年五月に家老・軍役奉行から諸郷へ出された布達から見よう。異国船が渡来した際には、即刻その旨を軍役奉行・軍役方へ通達し、「騒動之様子」をよく確かめて注進すること、そして郷士たちは出陣の準備を整えて藩庁からの指示を待つように命じられた。特に山川・指宿・佐多・根占の海岸を「御城下之通船海岸防禦之御手当肝要之場所

柄」として重視し、山川・指宿に異国船が渡来した場合にはこの両郷を初め、加世田・川辺・川辺郡山田・阿多・田布施・伊作・穎娃・久志秋目・坊泊・知覧・喜入・鹿籠・谷山といった西目の諸郷の人数と城下から派遣された人数が防御に当たるように規定された。同様に、佐多・根占に渡来した場合には始良・大始良・鹿屋・田代・高隈・末吉・百引・都城といった東目の諸郷と城下の人数が防御に当たることとなった。加えて、長崎に異国船が渡来した場合は出水・野田・高尾野・阿久根・高城郡高城・隈之城の人数を派遣することも決められたのであった(34)。

【図一】(35)



薩摩藩の郡郷図(熊毛・取護・甕島の三部と大島を除く)

今まで見てきたように、弘化三年頃になると琉球のみならず薩摩藩領内の各所に異国船が出没するようになっており、それゆえ藩の要路には「風並次第ニテ異国船何方へ漂来モ難計」(36)という危機感が生じていた。それゆえ広い海岸線を抱える薩摩藩が、どこに來航するか分からない異国船から藩領を網羅的に防御するためには、各地に土着している郷士たちの軍事的側面が不可欠なものであった。なぜなら藩内での防御態勢を構築するにあたって、郷士は異国船が來航したという情報の伝達、さらには防御のための軍事力を各地に保持するという点で重要な存在だったためである。それゆえ軽視され続けてきた郷士の存在はこの時期になると重要視され、「御領内諸郷之儀ハ／御城下之藩屏」(37)と認識されるようになった。

このような郷士を重要視する動きは斉彬期においても継続している。斉彬は「御先代様ノ御遺法諸郷土着士之儀ハ、則チ屯田ノ制ニ相当シ、無事ノ時ハ耕作シテ生計ヲ営ミ、事アルノ日ハ兵トナリ、実ニ治乱兼用ノ良法ナリ、又土着シテ、常ニ耕作ニ身ヲ練ルトキハ、身体モ壯健ニナリ、軍陣ニ臨ミ大ニ益アリ」として、郷士は平時は農耕に従事していることから体も壯健で軍陣において大いに役立つ存在と認めている(38)。さらに斉彬は「方今乱既ニ顕ワレ、土氣振作ヲ必要トス、土氣振作ノ要ハ上下ノ別ナク、人材登用ヲ第一トス、因テ城下諸郷ノ差別ナク、古制ニ復シ、親疎ナク人材ヲ撰ヒ、召仕フノ趣意ナリ」として重豪が下げた郷士の家格を城下士と同格に戻したのであった(39)。

三 薩摩藩軍事組織の中の郷士

今述べたように、弘化元（一八四四）年の琉球外交問題発生後、薩摩藩内では軍制改革が行われた。その中で藩士たちの軍役の根本となる給地高改正が実施され、それを基に嘉永元（一八四八）年八月一八日に「御軍賦改正令」が布達された。その中では有事の際に繰り出す「御備組」が規定されている⁽⁴⁰⁾。この「御備組」は弘化四年一〇月に設置された軍役方が「諸士其外人数又ハ武具取調」⁽⁴¹⁾、各郷の人数の多少を踏まえた上で定められた。第二章で検討した山川・指宿・佐多・根占に異国船が来航した際に防御のために出兵する場合や、長崎へ出兵する場合の諸郷の人数はこの「御備組」をもとに派遣されることが想定されていたのだろう。

芳氏が指摘するように、以降の軍制改革はこの時の調所広郷が関与した改革を基調として進められて行ったのだが⁽⁴²⁾、時期が経過するにつれて、この「御備組」は次第に細密化・具体化していく様子が見受けられる。本章ではその中における郷士の存在について検討していくこととする。

文久元（一八六一）年一二月、軍役方から軍制改革の実施が布達され、その中で藩士たちの軍賦も改正された。その改正軍賦をまとめたものが【表一】である。城下・諸郷・私領の二〇歳以上五〇歳以下の者の人数が調査され、「御先手備組」「御出馬備組」として城下士九〇〇人、郷士六一六二人が編成されている。彼らは「時宜次第急々人数被差出儀」が生じた場合、まずは「御先手備組」である城下の三組（その内の一組は大砲を兼帯）と、出水

の二組・阿久根の一組が西目側から、さらに城下の三組（一組は大砲兼帯）と高岡の二組・綾と穆佐で構成される一組が東目側から出軍する規定であった。そして先手の人数だけでは不足する場合には、「御出馬備組」から出軍することとなっている。その際、「東西之依便西目諸郷、御旗本之時ハ東目諸郷御跡備ト成リ、東目 御旗本之時ハ、西日諸郷 御跡備ト成ル」と定められており、出軍の際には「御先手」「御旗本」「御跡備」の三軍が動員されることとなった⁽⁴³⁾。なおこの人員は万延元（一八六〇）年の定めによると城下の軍勢は六ヶ月、諸郷の軍勢は一ヶ年で交代とされた。この出軍の備組の他に、城下士が一四一人、郷士は一九六八四人が軍事動員可能な者として備えられている。彼らの役割は「都て御領国中之守兵」として西目・東目の海岸防御にあたること、そして長崎その他の他国に援兵として出軍することであった⁽⁴⁴⁾。

このような軍事組織の中で、郷士たちは数量の面から非常に重要な存在であった。「御先手備組」「御出馬備組」の中で郷士的人数は城下士の六倍以上に上る。また、その備組から外れて領内の守衛にあたる郷士の数は城下士の一〇倍以上である。「御城下は至極之少人数ニて／御旗本備さへ十分無之、御備組外二西目・東目・長崎御手当等被仰付候ては／御旗本人数別て御手薄相成候」と、城下士が少数であることが危惧される中⁽⁴⁵⁾、郷士たちの存在は薩摩藩の軍事組織を支えていたのであった。

次に、郷士たちで構成される一組の軍事編成を見てみたい。文

久元年一二月に「諸郷軍賦」が定められており、その編成をまとめたものが【表二】であるが、この中で注目したいのが「物主」である。物主とは一組の部隊長のような職掌であり、【表一】からも明らかのように、地頭をはじめとする城下士が任じられていた。しかし彼らは城下に居住して他の職掌も務めており、そのため「異変到来事実相達候上ハ、早速地頭差入、指揮可致ハ勿論二候ヘトモ、御城下往返モ有之、依時宜ハ地頭駆付モ間ニ逢サル内、看々事後レ相成儀モ計リ難ク、右体ノ期ニ至テハ、第一郷士年寄・組頭等差ハマリ、御国名ヲ失ハサル様可心掛候」とあるように、異変にすばやく対応できない危険性が認識されていた。それゆえその場合は郷士年寄・組頭を中心に対処するように命じられていた⁽⁴⁶⁾。

さらに物主は城下に居住していたことから、各郷で実施されていた調練に関しても、彼らがどれほど関与出来ていたのかという疑問が残る。元治元（一八六四）年六月に山川・指宿・穎娃の各郷で実施された調練の記録が残っているが、ここでは三郷ともに「物主代」が置かれている⁽⁴⁷⁾。郷士たちが数量の面で大きな存在であった一方で、少なくとも通常の調練に関しては改善すべき点が多く残されていたようである。

ところで、有事の場合には実際に多くの郷士たちが動員されている。薩英戦争を事例に、その備えと動員の様子を確認してみた。

生麦事件が勃発した後、藩内では英艦来航を視野に入れて備え

が進められていく。まず、文久二年一二月、各郷から郷士年寄・組頭・横目の各一名ずつが城下に出張して、地頭や物主らから軍事調練を受けるように命じられた⁽⁴⁸⁾。所三役が各郷を代表して城下で軍事調練を受け、それをもとに各郷での調練が行われた。危機に備え、通常は物主らから離れて行われていた調練の水準を高めようとする藩要路の意図が見て取れる。

次に翌年二月二十八日には、文久元年十二月の備組を基にして、「異国船内海へ乗入候節」における各郷の警衛地が割り当てられた。まず伊集院・市来・郡山・鹿児島郡吉田からなる一陣（【表一】、西目御出馬五番陣）が鹿児島城下へ、國分・贈嶽郡の一陣（同、東目御出馬六番陣）が桜島の横山・赤水の辺りへ、蒲生の一阵と帖佐の一阵が桜島の瀬戸村へ、伊作・阿多・田布施・川邊郡山田の一阵（同、西日御出馬六番陣）が谷山へ出兵し、防御に当たるように定められた⁽⁴⁹⁾。

また同日には、小根占・指宿両郷の地頭繰替が行われ、小根占地頭に伊集院平治が、指宿地頭に町田内膳が任じられた。ここで注目したいのは、彼らは城下ではなく、任地に居住する「居地頭」として、両郷に赴任するよう命じられたことである。これは「両郷共ニ御城下咽喉ノ要衝」であるが故の「特旨」で⁽⁵⁰⁾、他郷とは異なり、城下防衛の要衝であった両郷には特例として居地頭が置かれた。ここには彼らが直接郷士を指揮することによって、両郷の「海陸軍備」を充実させる⁽⁵¹⁾と共に、郷内が「上下致一定」、「士風振起海岸手当向等之儀毎事行届候様」という意図が込め

られていた⁽⁵²⁾。

さらに同年五月には、「諸郷御備組手当向ニ付、御軍役方御役々并物主等之間、不時被差越人数揃之上訓練見分」するようにと、軍役方や物主が直接諸郷に向いて訓練を見分するよう命じられた⁽⁵³⁾。英艦来航の危機が迫る中で、郷士の訓練の水準を高め、危機に対応し得るように、対策が講じられていたのである。

このように英艦来航に向けて、警衛地の割り当てと郷士の軍事的指導が強化される中、薩英戦争が勃発した。郷士たちは「六月二十七日、英船来航ノ報告ハ、予定ノ如ク各郷隣近互ニ相通シタルカ故、何レモ迅速ニ出兵シ、城下へ馳セ続クモアリ、或ハ沿海ノ要衝ニ出張シタルモアリ、重富ヨリ内海佐多迄ニハ菱刈・諸縣ニ郡各外城ノ兵出張シ、谷山ヨリ山川迄ニハ西目諸郷ノ兵警衛セリ、物主談合役ハ皆城下ノ人ナリ」⁽⁵⁴⁾とあるように、迅速に出兵し、城下や内海、沿海の警衛にあたった。このうち戦鬪が始まる前日の七月二日までに、五一ヶ郷より約八五〇〇から八六〇〇人の郷士が城下に集集しており、これに内海・沿海の警衛にあたった郷士たちを含めると二五八四六人が出兵していたのである⁽⁵⁵⁾。

【表一】⁽⁵⁶⁾

私領名	当番	領主	私領名	当番	領主
加治木 (686人)	4組	島津若松	吉利 (110人)	1手	小松常刀
垂水 (445人)	3組1手	島津讃岐	黒木 (51人)	1手	島津隼人
今和泉 (202人)	3組1手	島津安芸	華岡 (130人)	1組半手	島津信濃
重富 (271人)	3組1手	島津周防	永吉 (98人)	1組	島津主殿
入来 (170人)	1組	入来院恰	市成 (157人)	1手	島津仁十郎
都城 (2057人)	8組1手	島津元丸	喜入 (334人)	1組	肝付左門
種子島 (1560人)	3組	種子島鶴袈裟	佐志 (142人)	1手	島津壬生
宮之城 (404人)	4組	島津図書	新城 (50人)	1手	島津主計
蘭弁田 (165人)	半手	樺山相馬	知覧 (172人)	1組1手	島津右門
鹿籠 (187人)	1番	喜入浜津	末吉岩川 (149人)	1組	伊勢隼之助
平佐 (212人)	2組	北郷作左衛門	石谷 (212人)	1手	町田監物
日置 (104人)	1組1手	島津又六郎	南村 (161人)	半手	鎌田仙千代
合私領21(外に持切3)、現人数8,229人					

番組	種類	組数	物主
一番組	御先手	一組	島津壬生
	御旗本	一組	島津求馬
二番組	御先手	一組	島津主殿
	御旗本	一組	川上源十郎
三番組	御先手	一組	島津仁十郎
	御旗本	一組	島津伊織
四番組	御先手	一組	川上右膳
	御旗本	一組	新納次郎四郎
五番組	御先手	一組	島津良馬
	御旗本	一組	島津仲
六番組	御先手	一組	肝付兵部
	御旗本	一組	川上直衛 高橋縫殿 島津頼母
現人数:2,318人、当番人数:900人、差引残:1,418人			

種類	郷名	全体／当番	組数	物主	備考
御先手	出水 (1770人)	全体	17組1手	喜入撰津(地頭)	
		当番	1組	伊集院平治	
		当番	1組	東郷藤兵衛	
御出馬一番陣	阿久根 (382人)	全体	3組1手	○	
		当番	1組	高崎喜兵衛	
		当番	1組	島津又六郎(惣物主)	
		当番	1組	田尻務(大砲物主)	
		当番	1組	山田縣	
		当番	1組	吉川源右衛門(地頭)	
御出馬二番陣	出水 (409人)	全体	4組	宮之原小膳	高尾野の1手と野田の1手を合わせて1組(物主: 横見崎四郎)
		当番	1組	○	
		当番	1組	龜山甚之丞(地頭)	
		当番	1手	○	
		当番	1手	新納波門	
		当番	1手	○	
御出馬三番陣	阿久根 (96人)	全体	3組	○	
		当番	1組	島津隼人(惣物主)	
		当番	1組	相良治部(大砲物主)	
		当番	1手	肥後八右衛門(地頭)	
		当番	半手	田中仲次郎(地頭)	山野の半手、羽月の1手、湯野尾の半手を合わせて1組(物主: 島津主税)
		当番	1手	山田十介(地頭)	
		当番	半手	鎌田要人(地頭)	
		当番	1手	種子島嘉次右衛門(地頭)	本城の1手、馬越の半手、曾木の半手を合わせて1組(物主: 鎌田圭之丞)
		当番	半手	※	
		当番	半手	※	
		当番	1手	○	
		当番	半手	島津隼人(地頭)	
		当番	1組	細瀬権八	
		当番	3組	中村新介(地頭)	
		当番	1組	高田尚五郎	
御出馬四番陣	串木野 (245人)	全体	3組	町田内膳(惣物主)	
		当番	1組	關山組(地頭)	
		当番	2組	島津内蔵(大砲物主)	
		当番	1組	島津内記(地頭)	
		当番	1手	○	
		当番	半手	猪飼次(地頭)	中郷の半手と東郷の1手半を合わせて1組(物主: 島津内記)
		当番	1手半	向井新兵衛(地頭)	
		当番	1手	桂右衛門(地頭)	鶴田の半手、山崎の半手を合わせて1組(物主: 仁禮舎人)
		当番	半手	渋谷喜三左衛門(地頭)	
		当番	1手	伊勢平四郎(地頭)	
		当番	半手	島津左膳(地頭)	百次の半手、大村の1手半を合わせて1組(物主: 川上郷兵衛)
		当番	2組	○	
		当番	1手半	榎山要人(地頭)	
		当番	2組1手	市田隼人	
		御出馬五番陣	御城下	当番	6組
全体	3組1手			藤刈圭之助(地頭)	
当番	1組			島津信濃(惣物主)	
御出馬六番陣	市来 (655人)	全体	6組	藤刈圭之助	
		当番	1組	堅山武兵衛(地頭)	
		当番	1組	堅山八郎(大砲物主)	
		当番	1組	追水善左衛門	
		全体	2組1手	福岡助七(八力)(地頭)	
		当番	○		
御出馬七番陣	鹿兒島郡吉田 (279人)	全体	3組	本郷作左衛門(地頭)	
		当番	1組	北條鐵衛	
		当番	7組	小松帯刀(地頭)	
		当番	1組	鎌田要人(惣物主)	
		当番	1組	伊集院仲三	伊作の1手と田布施の1手を合わせて1組(物主: 有馬舎人)
		当番	1手	有馬舎人(地頭)	
御出馬八番陣	郡山 (338人)	全体	5組1手	二階堂龍(大砲物主)	
		当番	1組	平田直之進(地頭)	
		当番	1手	義岡相馬	
		当番	3組	山口直記(地頭)	
		当番	1組	山口直記(地頭)	川邊の1手半と山田の半手を合わせて1組(物主: 島津蔵人)
		当番	2組	○	
○	川邊郡山田 (58人)	全体	1手半	島津求馬(地頭)	
		当番	半手	○	
		当番	半手	川上筑後(地頭)	
		当番	15組	頼娃織部(惣物主)	
		当番	1組	川上東馬(大砲物主)	
		当番	1組	白尾登五左(右力)衛門	
		当番	1組	島津織之助	
		当番	1組	山本孫兵衛	
		当番	1組1手	伊集院静馬(地頭)	久志秋目の1手と坊泊の1手を合わせて1組(物主: 伊集院静馬)
		当番	1手	○	
		当番	1手	島津頼貞(地頭)	
		○	頼娃 (320人)	全体	3組
当番	1組			○	
当番	1組			○	
当番	1組1手			○	
当番	1組			○	
当番	5組			島津大蔵(地頭)	
当番	1組			○	
当番	1組			○	
当番	1手			谷川次郎兵衛(地頭)	
当番	半手			○	
当番	6組			西郷八郎次(地頭)	
○	長島 (607人)			全体	1組
		当番	1組	○	
		当番	1組	○	
		当番	3組1手	國分十右衛門(地頭)	
		当番	1組	○	
		当番	4組1手	○	
○	上飯島 (388人)	全体	1組	○	
		当番	1組	○	
		当番	1組	○	
○	下飯島 (488人)	全体	1組	○	
		当番	1組	○	
		当番	1組	○	

西目

種類	郷名	全体/当番	組数	物主	備考	
御先手	高岡 (673人)	全体	6組1手	川上式部(地頭)		
		当番	1組	中山甚五兵衛		
		当番	1組	上村直兵衛		
		全体	1組	榊山相馬(地頭)		
御出馬 一番陣	綾 (149人)	当番	1手		綾の1手と櫻佐の1手を合わせて1組 (物主:村橋左膳)	
		全体	1組	伊集院伊膳(地頭)		
	櫻佐 (144人)	全体	1組			
		当番	1手			
	小林 (399人)	全体	3組1手	郷原轉(地頭)		
		当番	1組	郷原轉(惣物主)		
	高岡 (162人)	当番	1組	本郷教馬		
		全体	1組1手	新納伊十郎(大砲物主)		
	野尻 (219人)	全体	1手	川上正十郎(地頭)	野尻の1手と須木の1手を合わせて1組 (物主:江田五郎左衛門)	
		当番	1手			
	須木 (202人)	全体	2組	江田五郎左衛門(地頭)		
		当番	1手			
	飯野 (154人)	全体	2組	大野多宮(地頭)		
		当番	1組	大野多宮		
加久藤 (122人)	全体	1組	猿渡加左衛門(地頭)	加久藤の1手と吉松の1手を合わせて1組 (物主:伊集院周八)		
	当番	1手				
吉松 (125人)	全体	1組	伊集院周右衛門(地頭)			
	当番	1手				
御出馬 二番陣	福山 (253人)	全体	2組	○		
		当番	1組	比志島静馬(惣物主)		
	末吉 (286人)	全体	2組1手	友野市助(地頭)		
		当番	1組	高橋悪人(大砲物主)		
	松山 (154人)	全体	1組	本郷浪江	松山の1手半と勝岡の半手を合わせて1組 (物主:平田善太夫)	
		当番	1手半			
	勝岡 (86人)	全体	半手	肝付兵部(地頭)		
		当番	半手			
	財部 (185人)	全体	1組1手	倉山作太夫(地頭)	財部の1手と山之口の1手を合わせて1組 (物主:倉山民五郎)	
		当番	1手			
	山之口 (125人)	全体	1組	櫻井半蔵(地頭)		
		当番	1手			
	諸縣郡高城 (193人)	全体	1組1手	島津蔵人(地頭)	高城の1手と高崎の1手を合わせて1組 (物主:坂元権之丞)	
		当番	1手半			
高崎 (131人)	全体	1組	川田将監(地頭)			
	当番	1手				
高原 (150人)	全体	1組	島津矢柄(地頭)	高城の半手と高原の1手半を合わせて1組(カ)(物主:島津矢柄)		
	当番	1手半				
御出馬 三番陣	志布志 (519人)	全体	5組	川上但馬(地頭)		
		当番	1組	末川久馬(惣物主)		
	串良 (240人)	当番	1組	志岐正兵衛		
		全体	2組	島津登(地頭)		
	大崎 (390人)	全体	1組	島津権五郎(大砲物主)		
		当番	3組1手	末川久馬(地頭)		
	高山 (348人)	全体	1組	末川主税		
		当番	3組	伊集院亘(地頭)		
	内之浦 (143人)	全体	1組	相良喜三太	内之浦の1手半と始良の半手を合わせて1組 (物主:名越左源太)	
		当番	1手半			
始良 (89人)	全体	半手	島津仲(地頭)			
	当番	半手				
御出馬四	御城下	全体	6組			
御出馬 五番陣	櫻島 (591人)	全体	5組1手	平田伊兵衛(地頭)		
		当番	1組	川上龍衛(惣物主)		
	敷根 (226人)	当番	1組	加藤権兵衛		
		全体	2組	堀四郎左衛門(地頭)		
	田代 (84人)	全体	1手	川上左太夫	田代の半手、大根占の半手、小根占の1手を合わせて1組 (物主:伊集院金之進)	
		当番	半手	伊集院集衛(地頭)		
	大根占 (87人)	全体	1手	島津壬生		
		当番	半手			
	小根占 (138人)	全体	1組	川上龍衛(地頭)		
		当番	1手			
	百引 (81人)	全体	1組	二階堂源太夫(地頭)	百引、高隈、恒吉、大始良の半手 ずつを合わせて1組 (物主:二階堂源太夫)	
		当番	半手			
	高隈 (50人)	全体	半手	比志島静馬(地頭)		
		当番	半手			
恒吉 (83人)	全体	1手	平田朝貞(地頭)			
	当番	半手				
大始良 (88人)	全体	1手	島津主殿(地頭)			
	当番	半手				
鹿屋 (135人)	全体	1組	額妹織部(地頭)	鹿屋の1手と牛根の1手を合わせて1組 (物主:諏訪八郎次)		
	当番	1手				
牛根 (175人)	全体	1組1手	蒲生郷右衛門(地頭)			
	当番	1手				
御出馬 六番陣	國分 (848人)	全体	8組	○		
		当番	1組	榊山相馬(惣物主)		
	贈喉郡 (417人)	当番	1組	谷川次郎左衛門(大砲物主)		
		全体	1組	島津右近		
	清水 (519人)	当番	1組	岩下新太夫		
		全体	4組	町田孫太夫(地頭)		
	栗野 (120人)	当番	1組	伊東正兵衛		
		全体	1組	○		
	横川 (180人)	全体	5組	島津伊織(地頭)	栗野の1手と横川の1手を合わせて1組 (物主:鎌田十五)	
		当番	1手	伊集院亘(惣物主)		
跡 (216人)	当番	1組	郷原直(直力)(大砲物主)			
	全体	1組	伊東仙太夫			
溝辺 (134人)	全体	1手	相良治部(地頭)	跡の1手と溝辺の1手を合わせて1組 (物主:田中七右衛門)		
	当番	1手				
始良郡山田 (259人)	全体	2組	鎌田愛太夫(地頭)			
	当番	1手	○			
日當山 (183人)	全体	1組1手	柳正之進(丞力)(地頭)	山田の1手と日當山の1手を合わせて1組 (物主:四本休左衛門)		
	当番	1手				
○	倉岡 (89人)	全体	1手	吉井源七郎(地頭)		
		当番	半手	高橋蔵殿(地頭)		
	馬關田 (59人)	全体	半手	本田休兵衛(地頭)		
		当番	半手			
	諸縣郡吉田 (72人)	全体	1手	上村直兵衛(地頭)		
		当番	半手			
	佐多 (84人)	全体	1手	島津相馬(地頭)		
		当番	半手			
	帖佐 (459人)	全体	4組1手	島津周防(地頭)		
		当番	1組	○		
	蒲生 (760人)	全体	7組1手	島津圖書(地頭)		
		当番	1組	○		
			当番	1組	○	

諸郷92外城、現人数:25,846人、当番人数6,162人、差引残19,684人

【表二】(57)

区分	士	従卒	主取夫	夫	計	乗馬	兵器	備考
物主	1	6			7	1		
昇持	1				1		昇1	乳付白地二御紋
昇預	1				1		小銃1	
談合役	1	2			3	1		
貝役	1				1		貝1	
太鼓役	1				1		太鼓1	
什長	6			6	12		小銃6	
戦兵	60				60		小銃60	内伍長12人
玉薬方	2		1		3			
兵糧方	2		1		3			
普請方	2		1		3			
人馬方	2		1		3			
合計	80	8	4	6	98	2	昇1、貝1、太鼓1、小銃67	

四 居地頭制の復活

第二章で述べた通り、郷士は再評価されていくのだが、それに伴って地頭の存在も重要視されていくようになる。寛永年間に居地頭制から掛持地頭制へと移行し、地頭の役割や職務が形骸化していったことは先に述べた通りである。しかし文久元(一八六一)

年正月一五日に家老から出された諸郷地頭への達では、「地頭職被仰付候儀ハ不軽事ニテ(中略)平日其所之人気盛衰ヲ致熟察、風俗ヲ正シ、何篇疎意無之様親睦愛隣ヲ加へ、人心致帰服居候様無之候テハ、急変ノ節御国家ノ大事ニ相拘不容易職務ニ付、深被致考慮、万一異変到来ノ節ハ、急場ノ御用無滞被相勤候様」に命じており、形骸化していた地頭の職掌は「国家ノ大事」に関わる容易ならざるものという認識がなされていた(58)。

このように、郷士のみならず地頭に関しても重要視されていく中で、元治元(一八六四)年九月八日、居地頭制の復活が藩内に布達された。かつては地頭が各郷に常駐していて、出軍の際には郷士を引き連れて出陣していた。しかし泰平の世の中で有名無実化していたため、「御先代様地頭ノ旧格」に戻すことを決定し、まずは「堺目枢要之場所丈ケ居地頭」を置き、それ以外の郷は近郷の居地頭が兼務する(兼地頭)ことになった(59)。

居地頭制復活に伴い地頭に任じられた人物のうち、その名前と任地が判明する者は【表三】の通りである。彼らに共通することは、軍賦役・物主・地頭などの軍事に関係する役職に就いた経験があり、諸郷の軍事に精通しているということである。この傾向はこの後地頭が交代しても変わっていない居地頭制の復活は、陸軍係である黒田嘉右衛門の建議が契機となっていたと考えると相違ないだろう。

【表三】(60)

居地頭地	名前	兼地頭地	出典	軍事関係略歴
隈之城	川田将監佐武	百次・高江・薩摩郡山田	『忠義公史料』3-441	文久元年12月・高崎郷地頭(第一表)
伊集院	樺山四郎左衛門	不明	『忠義公史料』3-441	安政3年4月・御船奉行(薩藩役職補任 全)
伊佐(伊作力)	鈴木杜七	不明	『忠義公史料』3-441	文久2年10月・御軍旗役(薩藩役職補任 全)
加世田	島津仲久房	不明	『忠義公史料』3-441	文久元年12月・始良郷地頭、城下5番相物主(第一表)
指宿	町田内膳(文久3年2月から)	眞姓、山川	『開闢町郷土誌』改訂版	文久元年12月、山川郷物主(第一表)
坊泊	伊集院中二兼直	久志・秋目	『忠義公史料』3-441	文久3年 伊作郷物主(『忠義公史料』2-405)
溝生	田中仲二郎	帖佐・始良郷山田	『忠義公史料』3-441	文久元年12月・羽月郷地頭(第一表)、文久3年・羽月郷物主(『忠義公史料』2-405)
国分	菱刈奎之助	不明	『国分郷土誌』	文久3年 伊集院郷物主(『忠義公史料』2-405)
福山	堀四郎左衛門	財部・敷根・恒吉	『財部町郷土史』改訂版	文久元年12月・敷根郷地頭(第一表)、文久3年・敷根郷物主(『忠義公史料』2-405)
末吉	岩下新次夫	百引	『忠義公史料』3-441	文久元年12月・国分郷地頭(第一表)
志布志	町田少輔久長	大崎・串良・始良	『忠義公史料』3-441	文久3年 屋久島波戸砲台物主(『忠義公史料』2-404)
高山	田原直助	内之浦	『忠義公史料』3-441	安政2年2月・御軍旗役(薩藩役職補任 全)
大根占	關山胤(慶応元年から)	不明	『大根占町誌』	安政6年前軍役奉行(薩藩役職補任 全)、文久3年 城下3番相物主(『忠義公史料』2-405)
根占	伊集院平治(文久3年2月から)	不明	『根占郷土誌』復刻改訂版	文久元年12月・出水郷地頭(第一表)
馬関田	安田助左衛門	加久藤・吉田・吉松	『安田日記』四	天保14年8月・郡奉行、弘化4年10月・御軍役方頭(『安田日記』一)
小林	名越左源太時敏	野尻・須木・高原・飯野	『忠義公史料』3-441 『名越日記』	文久元年12月・内之浦郷物主(第一表)

先述の通り黒田は「即今御領国強兵之急務は、第一諸郷引立ニ有之、諸郷引立之急務は、何れ地頭居付之御旧制ニ被復外御良法有御座間敷奉存候」とするが、それと同時に次のように述べている。

(郷士は) 治世以来、御城下士よりは格式一等被相下、古へ衆中士之旧制は勿論、居地頭之古法も何となく被相廢、爾後見聞役等余多御城下より代ル／＼差入、権柄無理ニ叱付候習俗罷成、是より人氣も連々衰弱相向、氣節之土地を払而寡く

成立、今は古之御良法は形のミ存し、其実は全無之も同然之所有之、誠ニ歎息之限ニ御座候、其地頭職之儀は御役とは別段之訳ニ而、占へは無役之人ニ而も、其器量相当之人を御選任、混と其郷ニ居付、万端指揮為有之ものゝ由(中略)今般京師ニ於而諸郷物主被仰付、被残置候者共は、始終武術引勸方等相励、夫丈此節戦争之節も其郷は衆隊ニ抽相働候筋相聞得、現在如斯兼而手之届候と不行届と之効驗、是ニ而差見得申候、就而は右通勇壯胆略之士を御役之高下ニ不拘、地頭職ニ御選舉有之、郷士引立之儀御委任被仰付候ハ、郷々競而相励、不日ニ三ヶ国之強鋒天下ニ無敵之勢ニ振立候儀は必定無疑儀と奉存候(後略)(61)

この建議の中で注目すべき点は二点ある。まず一点目は、郷士の家格低下と居地頭制の有名無実化に伴って、諸郷には「見分役」が入り込み権力を乱用し、郷内の人氣が衰弱していったことである。その原因は島津重豪の開化策にまで遡る。重豪は薩摩藩士の言語・容貌が見苦しいことから、その矯正のために他国の者の入国を許可した。しかしこれによって城下では役者買い・酒宴遊興・町屋徘徊が横行し、藩士の風儀は懦弱なものとなつていった(62)。このような藩士たちの風俗の頹廢は諸郷にも影響を与えた。天保初年、高山郷の上級郷士である伊東祐伴は意見書の中で、

十余年以前方府下江芸子を被入候処、貴戚権門を始として是を

呼入、歌舞淫乱之風俗に成立、纒之間に御国之古風絶果、諸士之氣風甚放逸に相成、大小之刀腰に障、諸郷廻勤之人々勤場へ

脇指斗にて出候人多有之、御用⁶⁰と云標札を門に立てなから飲

酒弦哥之遊興を顕露に致少も憚る所なき様に成立候⁽⁶³⁾

と指摘している。つまり、重豪の開化策によって藩士たちの風俗は頽廢し、それに伴い諸郷に廻勤してくる役人たちも遊興に耽って郷士・百姓らに焼酎などの献上を強要していた。このような状況はなかなか是正されず、郷士・百姓らの人氣衰弱につながっていたのである。黒田は地頭をかつてのように常駐させることによって、このような役人の悪行を防止することを期待したものと考えられる。

二点目は、京都において諸郷の部隊を物主が常時指揮したところ、郷士たちは始終武芸に励み、戦争の際も突出した働きを見せていたということである。前章で指摘したように、物主は城下に居住して他の職掌も抱えていたことから、郷士たちとの関わりは希薄であり、訓練にも十分に参加することは難しかったと考えられる。しかし出兵先で物主が直接郷士たちを指揮するようになると、郷士たちは目覚ましい働きをした。このことから常に郷士たちを指揮することの重要性を黒田は認識したのである。そして諸郷に地頭を常駐させることによって同様の効果を期待して、居地頭制の復活を主張したのであった。

さらにその地頭の任命について、黒田は「勇壯胆略之士を御役之

高下ニ不拘」登用すべきだとしている。そして彼らに強兵を育成するための急務である郷士引き立てのことを委任すれば、各郷は競って励み、軍事力の強化につながるとしてこの建議を結んでいる⁽⁶⁴⁾。では、この黒田の建議を受けて藩の要路は地頭に何を求めたのか。次の二つの史料を見てみたい。

内外之不虞ニ応シ、攻守進退無滞其任ニ堪へ候儀ハ勿論、第一古来淳朴之風ニ被復度厚キ思召之事候処、太平之余習ニテ是迄之儀兎角粉冗相流、諸郷々過半及疲弊候哉ニ相聞得候ニ付、所役中之正邪進退、民間之疾苦ヲ除候儀專要ト可心掛候、文武引立・兵備充実之事ハ自ラ居地頭之任ニ候得共、勸農之儀尤其職中ト可心得⁽⁶⁵⁾

兼テ人心一和、武備不行届候テ不相叶事候付、一郷中ハ勿論近郷迄致支配、文武ヲ引立兵備ヲ練磨シ、御趣意十分致拡充、每事行届候様心掛⁽⁶⁶⁾

つまり藩の要路は居地頭に、民間の疾苦の除去と勸農⁽⁶⁷⁾によって郷内を「古来淳朴之風」へ復帰させること、文武の引き立て・兵備の充実・人心一和を図ることを期待したのである。

加えて藩主茂久と久光は居地頭に任命された面々に対して「文武引勸等ハ勿論ノ事ニ候、就テハ事ノ成ト不成ハ其方共一身ノ格護ニ有之事ニ候間、折角可致精勤、数ヶ郷へモ相掛、大議ノ事候へ共、致成功候様可取計」⁽⁶⁸⁾と直々に訓諭している。郷内の状態

の善し悪しは地頭一身の覚悟次第としており、その役割の重要性和と地頭への期待の大きさが推し測れる。

五 地頭の支配と諸郷内の実態

茂久と久光の訓諭を受けた後、地頭たちはそれぞれの任地に入り、早速支配を開始している。本章では地頭の支配の様相と諸郷内の実態を検討していくが、まず居地頭制が復活する以前の諸郷の実態を確認しておきたい。

泰平の中で郷士たちの風俗は頹廢し、文武にも不出精であった。たとえば私領である都城においては、領主が何度も「町家へ致徘徊酒宴等取企及乱酒向茂有之段相聞得甚如何之到候、右次第方士之風俗猥ニ成行、町家之者共一統奢之基候条、向後右体之儀堅く差留候」⁽⁶⁾と命じるように、風俗の頹廢が指摘されている。また、文武に関しても「文武之儀兼而心懸候様被 仰出候得共、頃日学文武芸致稽古候儀、甚疎ニ成行、思召之註不相立」⁽⁷⁾というものであった。このような傾向は都城だけではなく。斉彬は諸郷の見分を踏まえて、「郷中之習風トカク不宜」⁽⁸⁾、「只今ハ諸外城諸役人モ百姓共ニ心入悪敷罷成候」⁽⁹⁾としており、諸郷・私領ともにその文武への取り組みは疎く、風俗も衰微し、藩の要路が求める状態ではなかったのである。

しかし、このような傾向は薩英戦争を機に変化の兆しが見られる。文久三（一八六三）年一二月、蒲生郷士である赤塚源太郎・有村甚四郎・大脇正之進の三名は、連名で地頭副役の山田小平太

に意見書を提出した。その中で彼らは、蒲生郷の風俗はそれまで「余程衰微」していたが、薩英戦争後も郷内（特に所三役）は「追々武備奮發仕カト奉存候得共、始終安閑」としていて「御軍役備」も無いままで、英艦再襲という「眼前ニ差見得タル大事」を鑑みず「甚上様ニ対シ不忠ノ至」であると憤慨している。そこで彼らは「先々ノ為ニ取計」事が肝要と、彼ら自身で（一）義臣伝読（毎年一二月一四日）、関ヶ原軍記読（同九月一四日）の実施（二）学問・武術の式日を設け、御飯屋で文武稽古の実施（三）その式日の他に学問式夜を設定して学問稽古を実施している。そしてその結果「当時善道之方ニ志アル者共段々出来申候、先年ヨリトハ風俗モ格別相違仕申候」とあるように、郷内の風俗や文武への取り組みが改善に向かう様子を指摘している⁽¹⁰⁾。

また五代友厚は、薩英戦争においてわずか七艘の軍艦で侵攻してきた英軍に対して一艘も撃沈できなかったことを遺憾として、「夫より国中之士民激動憤發して講学之手略を尽候」と、幕府の使節への答弁で藩内の様子を指摘している⁽¹¹⁾。

このように、薩英戦争を機に変化の兆候が認められる中で、地頭たちはどのような支配を展開していたのだろうか。まず安田助左衛門と名越時敏の支配の様子から検討したい。

安田助左衛門は琉球に仏船が来航した際に、琉球警護の策を施すために渡琉し、その改革策を軍奉行に進言した。また郡奉行の職にあつて諸郷の状況に通じているとともに、甲州流軍学の師範も勤めており、軍制一般にも精通していた人物である⁽¹²⁾。そし

て居地頭制の復活に伴い馬関田郷の居地頭、さらに加久藤・吉田・吉松郷の兼地頭に任命された⁽⁷⁶⁾。

安田は元治元（一八六四）年一〇月一五日に馬関田郷に入部した⁽⁷⁷⁾。そして一二月一日に支配下四ヶ郷の郷士年寄に対して「剣術稽古方一統出精可有之候」、「手習稽古学文ノ儀組頭引受不怠様可被為致執行候」、わずかな失費も省き「武備充実候様心掛肝要ニ候」、下々に至る迄「右（＝奢侈）ノ風ニ不様可致教戒候」などといった六ヶ条を命じている⁽⁷⁸⁾。そして藩庁には郷内の実態について、「文学之者ハ一人モ無御座」一方、「武芸ハ近年折角相励稽古」している。そして、「土氣ハ是迄別テノ疲郷ニテ、一体衰弛ノ形候へ共、近来段々御仁政ヲ被施一統人氣競立候折柄、文武引勸被下候付、追々興張可仕哉ト奉存候、漸々衰弱ノ方ニテハ曾テ無御座候」と報告している⁽⁷⁹⁾。つまり、彼は支配下の郷士たちについて士気が振興してきており、決して衰弱の傾向は見られないと評価しているのである。

では次に名越時敏の支配について検討していく。名越は嘉永朋党事件に連座し、嘉永三（一八五〇）年三月四日に謹慎と免職を命じられ、同月二七日に遠島となった。安政元（一八五四）年七月末に赦免され、以降役職を上げていき、特に軍事面で重任に当たった。同二年九月一八日には内之浦・始良を合わせた一組の物主となり、諸郷の軍事組織についても知悉する立場にあつた⁽⁸⁰⁾。彼は居地頭制の復活に伴い小林郷の居地頭、野尻・須木・高原・飯野郷の兼地頭に任命された⁽⁸¹⁾。

元治元年一〇月一二日に名越は郷内に向けて、「古来純朴易簡之風ニ相復シ、民間之疾苦ヲ除キ、文武引立兵備充実・勸農等之事ニ至ル迄、先日被仰出候御趣意ニ基キ万端意ヲ用ヒ、役々之詮相立候様拙者ト互ニ助被助候テ御政事公平、今コソ万民挙テ奉唱歓楽候様相成度」と達している⁽⁸²⁾。安田の布達にも同様のことが言えるが、そこには茂久と久光からの訓諭の趣旨が反映されている。

続いて郷内の様相について検討していきたい。まず武芸の面について。高原郷の組頭・郷士年寄からの書き付けによると、「御当時節柄ニ付文武出精沙汰之儀、追々仰渡趣細奉承知」つたが、「爰許之儀武術指南人罷居不申場所」であるので、「小林地頭横目渋谷甚十郎殿示現流御指南可被成候段及承、爰許郷士共罷出御指南御願申上候処、願通被成下至而仕合之儀ニ御座候」とあり、高原郷では名越の「仰渡」を受けて武芸稽古の体制が新たに構築されている⁽⁸³⁾。さらに、地頭飯屋において月に二、三度の式日を設けて稽古が行われていたのだが、式日以外にも各郷士がそれぞれ師匠のもとに赴き稽古を行うようになっていた。この武芸稽古に対して名越は月に一、二度各郷へ見分に赴くことにしている⁽⁸⁴⁾。実際に文武の見分に頻繁に訪れている。また、各郷では訓練も実施されていたが、名越はその見分にも頻繁に訪れており、指導を行っている⁽⁸⁵⁾。さらに、名越の指導に加えて藩の軍賦役も時々廻勤してきており⁽⁸⁶⁾、軍事に精通する名越と軍賦役が二重に訓練の指導・監督を行うという体制が構築されていた。ここ

に武芸や訓練の面において、第三章で見た居地頭制復活以前の様子からは明確な改善が認められるのである。

次に学問の面を見てみると、名越は慶応元（一八六五）年二月、小林郷に郷校文行堂を創設し、七名の師員を任命して、郷士たちが学問に出精するように引き進めよと命じている⁽⁸⁷⁾。そして文武出精の郷士には「一昨年拙者当地差入涯文武共致出精候処、于今無懈怠相励別而心掛宜大悦存候、当世態ニ付而者尚又不懈致勉勵、行々御用立候様可心掛候、依而聊為褒美右之通遣候」と褒美を与え、より一層の出精を促している⁽⁸⁸⁾。このような名越の取り組みを受けて、少しずつではあるが郷内で学問への取り組みが見られるようになっていった⁽⁸⁹⁾。

名越は翌年八月一四日を以て役替えとなり、高岡郷の居地頭、綾・穆佐・倉岡郷の兼地頭に任命された⁽⁹⁰⁾。そして九月八日に高岡入りすると、早速四ヶ郷すべての見分を行っている。そしてそれを踏まえて次のように布達している。

当所之儀、境目要枢之場所柄ニ而、已前より衆中多人數被召
移置候者、平日者下々之不法をいましめ、非常之事も候ハ、
攻守進退其時之応機変、御国家之御固メニ相成候様ニと
之儀者顕然之御事ニ而、自其御趣意于今相貫一統文武相励
候儀と別而令感服、満悦不浅存候、当世態柄ニ付而者尚又武
士之気性致興起、文武之出精者勿論之事ニ而、専主忠信行儀
を正し、古来淳朴之風を相守リ、士道之本体を不取失、誠実

之御国風下々迄押移リ候様御根元を正し、枝葉之潤色ニ致
充実、上下一統無申旨相治居候様、役々之儀者右ニ基キ、平
日年若之面々江申諭方等行届心、実ニ士道相励、無懈怠文武
出精いたし候様有之度存候⁽⁹¹⁾

このように名越は各郷が茂久・久光の御趣意のもとで文武に励んでおり、満悦浅からぬと評価している。高岡・綾・穆佐・倉岡の四ヶ郷においても、郷士たちは地頭のもとで文武・訓練に出精しており、茂久・久光の「御趣意」が各郷内に浸透してきていたのである。

では、居地頭制の復活にはどのような意義があつたのだろうか。他の郷の実態も検討しながら論じていきたい。

まず、出水郷を検討していききたい。出水郷士の竹添宗太郎は、城下に滞在していた父弥八兵衛に向けて郷内の様子を次のように報告している。

此許も京都訓練同様熟練いたし候様御地頭様より厳しき御
沙汰にて、式日稽古中之屋敷にて相始まり、尚又文武出精致
し候様、別して細々御達し御座候、此儀第一致さざる事故、
申し上様も御座なく候間、去る十五日晚稽古所へ式才中は勿
論三馬場中老中・老人衆相寄り、御地頭様より御達しの趣を
以て向々吟味を尽し、星帳等致させ、以来式才中・中老文武
不埒之者は、弟給之賦に御座候⁽⁹²⁾

すなわち、地頭の指示により、京都での訓練と同様に郷内でも厳しく訓練を行い、学問や武芸にも出精するように求められた。そこで、そのことを徹底するために、二才以上の郷士たちが自発的に議論して、以降は文武稽古の出席者を記録し、不埒の者には何らかの罰則を設けることが決められた。この後に弥八兵衛は宗太郎に対して、「当時は文武之両道心掛けざる候ては、何之御奉公も出来申さず候」と、しっかりと文武に出精するよう命じている⁽⁹³⁾が、このような問題意識は地頭の指揮のもとで郷内において共有されていたのだろう。その結果、後に帰郷した弥八兵衛は、出水郷内では「砲術訓練盛んに成り立」つていと評価している⁽⁹⁴⁾。

次に伊作郷の事例を検討していきたい。伊作郷の地頭は「重组頭」として、つまり従来の定員外という形で宇都良之助という人物を組頭に任命している。彼は砲術・兵学・漢学・柔術に通じると共に、京都警衛にも二度出兵して、中央政局での動向や当時の時勢にもよく通じていた⁽⁹⁵⁾。さらに、「君は親より大切成事二者君ましましての親ならずや、親よりしても君なり、親ニ限らず先祖代々七百年来大恩を請け奉り、三百年来太平の御恩奉浴、当世態ニ付而者治乱⁽⁹⁶⁾ 境、此時御奉公不相示候而者、何の時をか期すへき、拾余代之御奉公此一身ニあり、乱を好む二者非ざれども、難有御代ニ生れ候はずや」と藩主への忠義を強く意識

していた人物である。また、郷内の状況や問題点もよく把握している人物であった⁽⁹⁶⁾。地頭は宇都を定員外として特別に組頭に任命していることが注目されるが、それは彼のこのような資質を考慮してのことだったのだろう。

地頭は組頭が「五百七十余ノ士ヲ指揮主宰スルノ職掌」であるので、「専ラ士氣振起ノ方針ヲ旨」としたとあるように、組頭を中心に郷士の士気を振起するように命じた。それを受けて宇都は「拝命ノ翌日六名ノ同僚ニ壯年士輩ヲ化導誘掖スルニ大義名分ノ存スル処ヲ以テセサル可ラサルヲ論」じた。そして「痛議数時間ニ涉リ、遂ニ尊王ノ節一定シ、郷内拳テ佐幕ノ説全ク跡ヲ断ツカ如クニ至」つたとする。郷内には藩の方針とは異なる佐幕論者も存在していたが、これによって郷内は一致するに至ったのである。さらに彼らは、「役員カ非役ノ士対スル待遇ヲモ刷新」した。「其要ハ郷内名望ノ士ヲ選ミ、諸般ノ協議ヲ為サシメ、現今ノ村會議員ニ類似ス、務メテ輿論ヲ重シ物議ヲ生スルノ弊風ヲ避ケ遠クルニ至」つたと述べる。つまり所三役以外の郷士からも名望の者を選抜し、明治期の村議会のような組織を構築した。そこで郷内の諸事を議論し、輿論を尊重することにした。その結果物議を生じるようなことはなくなり、郷内では人心一和が果たされていたのであった⁽⁹⁷⁾。

このような事例からも明らかのように、地頭が常駐することによって文武稽古の体制が構築されていた。また訓練の際には地頭が常時指導を行い、それに廻動してくる軍賦役の指導も加えた

二重の指導体制が構築されていた。また、宇都良之助のような人材を新たに組頭に任命するなど、人材の登用が進み、郷内で合議制とも評価しうる体制を構築し、人心一和にもつながっていったのである。

さらに藩庁は地頭を通して各郷の様子を詳細に把握することが可能になっていた。例えば元治元年一二月に家老の桂久武は地頭に対して、「自国へ敵ヲ引キ請ケ候節、其郷ニテ防戦ノ要地何方便利ニ心得候哉」「隣国へ救応或ハ京師辺出軍ノ節手續如何心得候哉」「沿海ノ場所異船其郷へ侵入ノ節征伏ノ手当如何相心得候哉」「急速出軍ノ節糧食ノ用意何様致居候哉」「郷内人找或ハ一芸一能ニ長シ候者何某ニテ候哉」「鉄砲ヨリ以上武具現在品何程候哉」「文武ノ興廢士氣ノ馳張如何候哉」「当節ノ儀ニ付当時御手相付度事件何等候哉」「民情ノ疾苦無之候哉」「郷士中窮士ノ有無如何候哉」という九項目に関して報告を命じている⁽⁹⁸⁾。軍事・人材の選抜（登用）・文武・士氣・民情・窮士といった事柄を藩庁が重要視していたことが明らかだが、地頭は年末に城下に帰府して家老にこれらの項目と郷内の様子を報告していたようである⁽⁹⁹⁾。地頭が郷内に常駐することによって、藩庁は各郷の課題を把握することが出来ていた。また、地頭たちが茂久と久光の訓諭の趣旨をもとに郷内を指揮していることから分かるように、藩庁の意図や方針が郷内に浸透していく効果もあったのである。このように、居地頭制下では地頭は藩の要路と各郷の間に立って、両者を連結する役割を果たしていたのであった。

さて、このような地頭の支配によって、郷士たちに対する藩の要路の評価も一変していった。慶応二年正月、京都に出兵している軍役奉行の黒田嘉右衛門は家老の桂久武に対して「此節召列来候諸郷人数」は「殊之外品行宜く、是迄之淫柔懶惰之風習を一変し、毎日陣屋庭ニ於て砲術調練、且劍・鎗之武事を講習致させ、頗ル盛ンニ氣勢を張罷在候」⁽¹⁰⁰⁾と評価している。実際に、加世田郷士の土持雄四郎も京都から郷士の家族へ認めた書簡の中で、「太守様（＝茂久）御直ニ 御沙汰被為 在候趣ハ、先度ヨリ罷登リ致苦勞、就テハ不容易時節ノ事故、隊中ノ取締ハ勿論、毎朝ノ調練ヲ致勉強、非常之節忠勤ヲ頼存候ト、御沙汰被為 在」たとする。そして茂久は「何事モ御城下同様被仰付」ていて、城下士と郷士の身分の差別を撤廃していたのだが、それに対して土持は「重畳難有次第実ニ身ニ余」ることで、出兵そのものに対して「田舎ノスミマニ頭ノ下ケ通シヨリハ、武門ノ冥加」であるとしている⁽¹⁰¹⁾。氣勢が揚がっている出兵士たちの内情が垣間みえる。

このように士気が振興している様子は国許であつても同様であつた。国許にいる桂久武は京都の小松帯刀に宛てた書簡の中で、郷士たちは「毎日精々之調練」を行つており、それゆえ「諸郷私領出兵之人数も、都之城一隊之外ハ惣而新兵、俄練習ニ而如何と存居候処、一統此度ハ十分之はまりニ而（中略）随分出来上り申候」⁽¹⁰²⁾という状況だと報告している⁽¹⁰³⁾。

このように、かつて文武不出精・風俗頹廢と指摘されていた郷士たちは、この時期になると一変して、地頭のもとで土気振興・一致一和を果たして文武・訓練に励んでいたのである。

ところで、慶応二年一〇月に「西洋流訓練并ミニヘル申請被仰付等之事」について各郷に沙汰が出され⁽¹⁰⁴⁾、翌年三月には軍役高が改正されるとともに、「持高之等級」に依じて「西洋製施条銃」を諸郷士に至るまで所持するように布達された⁽¹⁰⁵⁾。つまり「諸郷々急速練兵ハ勿論即臨時ノ手当不行届候テハ、御国家ノ安危ニ拘候儀」⁽¹⁰⁶⁾であるとして、諸郷においても英式兵制に移行し、英式訓練の実施と持高に応じた施条銃の購入が命じられたのであった。

この動きに各郷ではどのように対応したのだろうか。先行研究に依拠しながら、蒲生郷の事例を最後に簡単に見ていきたい⁽¹⁰⁷⁾。

蒲生郷では慶応三年正月には「ミニヘル稽古式日」が定められ、増減はあるものの月に三〜五日ほど四〇歳以下の郷士が稽古に参加していた⁽¹⁰⁸⁾。指導には番兵として京都や太宰府に出兵し、帰郷してきたものが当たっていた⁽¹⁰⁹⁾。また「施条銃掟稽古」のため、郷士たちは順次鹿兒島城下に派遣されている⁽¹¹⁰⁾。出兵先から帰郷した郷士に加え、城下で稽古を受けた郷士たちが郷内にそれを還元するという体制が構築されていた。なお、施条銃の購入は郷士たちの自弁で進められたと考えられる。蒲生郷では、蒲生産の和紙と杉木の販売を願ひ出ており、その利益を以て施条銃の購入費に充てられた⁽¹¹¹⁾。

このような過程を経て郷士たちは「英式」に対応していき、桂久武が指摘しているように、「精々之訓練」の結果熟練していったのである。

おわりに

泰平の世の中で必要とされなくなった郷士たちの軍事的側面は、弘化元年の琉球外交問題を一つの契機として、一転して重要視されていくようになる。広い海岸線を有する薩摩藩が、領内のどこに來航するか分からない異国船からその藩領を網羅的に防御しようとするとき、各地に土着している郷士たちは不可欠な存在だったのである。彼らは薩摩藩の軍事組織を数量の面から支え、「御城下之藩屏」として、実際にその役割を果していた。

しかし、郷士たちの役割は決して国許だけで完結するものではなかった。「外庄」という問題は島津家という一家で対応できる問題ではなく、「皇国」全体に関わる危機であった。それゆえ島津斉彬は中央政局への関与を強めていき、それは「国父」として藩政を主導した島津久光においても同様であった。その中央政局では、時期の推移とともに軍事的緊張が高まっていった。実際に元治元年には禁門の変が起こり、その後長州征討、戊辰戦争へと続いていく。このような中で中央政局に関与していくにあたり、軍事力という後ろ盾は必要不可欠なものだった。その際に大きな役割を果していたのが郷士の存在である。京都の小松帯刀は国許にいる桂久武に「長州人多人数出坂、不容易形勢可成立（中略）」

只今二而も異変到来可致も難計と之形勢」だが「春召残候人数も有之候得共、何分手薄訊二も有之候付、早々諸郷人数之内五六組、御城下よりは一組被差越候様」に要求している⁽¹²⁾。城下士の九〇〇人に対して六〇〇〇人余の郷士たちが出陣の備組として編成されており、中央政局での動向を軍事的に支える基盤として彼らの存在は重要なものとなっていったのである。

郷士たちは地頭をはじめとする城下士が任じられる物主によって率えられることとなっていた。しかし物主は平時は城下に居住していることから郷士たちとの関わりは希薄であり、訓練の際も十分に指導が出来ていたようには見受けられない。この状況を一変させたのが居地頭制の復活であった。地頭は近世初頭は諸郷に常駐しており、郷士たちを指揮・監督していたが、寛永年間頃を境に「掛持地頭制」へと移行してその役割は形骸化していた。京都に出兵した際に物主が郷士を直接指揮するようになると、郷士たちは突出した働きを見せた。このことから常に郷士たちを指揮する重要性を認識した黒田嘉右衛門の建言がその復活の契機となったのだが、彼の期待した通りの効果が表れた。諸郷で行われている訓練に地頭が参加して直接指導をすることによって郷士たちは軍事的に熟練していった。

第一章で述べたように、軍事力強化のためには組織・制度・装備といったいわゆるハード面での変革は勿論のことだが、士気振興・人心一和というソフト面での変革もまた不可欠な要素であった。そのため地頭の伊集院伊膳が達しているように郷士たちには

軍事的に熟練しているだけではなく、士気振興・人心一和の二点が求められていた。彼らは泰平の世の中で文武不出精で風俗頹廃というのが実態であったが、薩英戦争を契機として変化の兆しを見せはじめ、慶応年間になると藩の要路からこれまでとは一変して非常に品行方正で士気が振興しているという評価が与えられるようになる。この点においても地頭が大きな役割を果たしていた。彼らは常に郷士たちを指揮して文武稽古の体制を構築すると共に、ソフト面での変革に不可欠だとされていた人材登用を推し進め、郷士たちの士気振興・人心一和を果たしたのであった⁽¹³⁾。

この両面での変革を果たした郷士たちの存在は単に量的な面だけではなく、質的にも薩摩藩の軍事において重要な役割を果たしていた。城下の藩屏として薩摩藩領の防御に当たることはもちろんのこと、中央政局での動向においても、軍事的に熟練しているとともに士気振興・人心一和していた郷士たちは、幕末期薩摩藩にとって不可欠な存在だったのである。

註

(1) 芳即正『島津久光と明治維新―久光はなぜ討幕を決意したのか』(新人物往来社、二〇〇二)、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』(吉川弘文館、二〇〇四)、町田明広『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』(岩田書院、二〇一〇)などが代表的な研究として挙げられる。

(2) 白石烈『幕末肥後藩の政治活動とその背景―蒸気船購入問題を中心に―』(稲葉継陽・今村直樹編『日本近世の領国地

域社会―熊本藩政の成立・展開・改革』吉川弘文館、二〇一五)

(3) 前掲芳即正『島津久光と明治維新』、高木不二『日本近世社会と明治維新』(有志舎、二〇〇九)、高村直助『人物叢書小松帯刀』(吉川弘文館、二〇一三)。

(4) 薩摩藩の軍備に関する先行研究には、斉興・斉彬期の様相を検討したものとして林吉彦『薩摩の教育と財政並軍備』(第一書房、一九八二)、原口虎雄『幕末の薩摩』(中央公論社、一九六六)、上原兼善『薩摩藩における軍制改革―弘化四年の「給地高改正」の問題を中心に―』(秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』、西日本文化協会、一九七六)、芳即正『人物叢書 調所広郷』(吉川弘文館、一九八七)、芳即正『人物叢書 島津斉彬』(吉川弘文館、一九九三)などがある。また茂久期の様相を検討した研究として、前掲林吉彦『薩摩の教育と財政並軍備』、大久保利謙『幕末の薩摩藩立開成所に関する新史料』(『大久保利謙歴史著作集』第五卷、吉川弘文館、一九八六)、前掲芳即正『島津久光と明治維新』、前掲高村直助『小松帯刀』などがある。

(5) 元治元年八月付「黒田嘉右衛門ヨリ地頭制復旧ノ建白書」(『玉里島津家史料』三一―一四六)

(6) 近世初期の薩摩藩では戦国期の制度を継承し、藩直轄の外城には地頭を在住させ、外城衆中の支配はすべて地頭の下知の下にあった(郷士は元来「外城衆中」と呼ばれていたが、安永九(一七八〇)年に「外城郷士」と、天明三(一七八三)年に「郷士」と改められた。また、「郷」という呼称も同四年に「外城」という呼称から変更されたものである)。これを「居地頭制」という。地頭の職責の第一は軍事的側面であった。具体的には軍事力の構成員である外城衆中を把握(指

揮、監督)すること、外城行政の実権を把握すること、所三役以下の郷士役職の任免を行うことであった。しかし藩政の整備に伴って、寛永年間頃には地頭は城下に集住し、任地には初任入部を行うだけの「掛持地頭制」へと変化していき、地頭の権限や職務は漸次形骸化していった(桑波田興「薩摩藩の外城制に関する一考察―居地頭制下の地頭と衆中―」(宮本又次編『藩社会の研究』ミネルヴァ書房、一九六〇)。

(7) 元治元年九月八日付「地頭職復旧布達(藩令)」(『鹿児島県史料 忠義公史料』三―四三四)。以下、『鹿児島県史料』を引用する際には、『忠義公史料』などと、史料集名のみを記す。

(8) 原口泉「幕末薩摩藩出水郷の軍事編成―伊藤家を中心に―」(『鹿大史学』第四〇号、一九九二)

(9) 秀村選三氏も薩摩藩の郷士制度は一見前代の遺制、後進性の象徴のように見受けられるが、幕末期には領内各地に兵力を常時展開させて異変に即応しやすい体制を取ることが出来、相当の兵力を常備出来ていた。「幕末の薩摩藩領国を考察する場合、かかる「遺制」を基盤とした軍事的「先進性」を十分考えなければならぬ。」と指摘している(秀村選三『幕末期薩摩藩の農業と社会』(創文社、二〇〇四)、六六三頁)。

(10) 例えば、原口虎雄「薩藩郷士生活の経済的基礎」(宮本又次編『九州経済史研究』(三和書房、一九五三) 秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』西日本文化協会、一九七六)に再録)、前掲秀村選三『幕末期薩摩藩の農業と社会』などがあげられる。

(11) 原口泉「薩摩藩軍事力の基礎的性格」(『講座日本近世史』八、有斐閣、一九八一)後、三宅紹宣編『幕末の変動と諸藩』

(吉川弘文館、二〇〇一)に再録。

- (12) 前掲原口泉「幕末薩摩藩出水郷の軍事編成」
(13) 町田剛士「禁門の変前後の薩摩藩による京都警衛について——串木野郷士野元良図『上京日記』から——」(『黎明館調査研究報告』第二六集、鹿児島歴史資料センター黎明館、二〇一四)
(14) 郷士年寄(曖)、組頭、横目の三役のこと。郷士年寄は郷の最上段に位置し、郷士・町人・百姓等にかかわる一切の事を支配していて、その郷の事は、大小にかかわらず預かり聞き、郷の盛衰に関わる程の重役。組頭は、数組に分けられた組の支配頭の事で、郷士たちの指導を行う職掌。横目は訴訟・警察の事務を主管する職掌であった(前掲原口虎雄「薩藩郷士生活の経済的基礎」)。
(15) 『山川町史 増補版』(山川町、二〇〇〇)、四三一頁。
(16) 安藤保「解題」(『名越時敏史料』第二巻、鹿児島県、二〇一一)
(17) 町田明広『グローバル幕末史 幕末日本人は世界をどう見ていたか』(草思社、二〇一五)。「未来攘夷」は町田氏が提唱する概念。
なお、島津久光も武備不充実のまま攘夷の実行を命じても「外夷」の術中に陥り、清国の覆轍を踏んでしまうので、まずは内政の変革・武備充実を志向し、その上で攘夷の実行を図るという立場であった(文久二年閏八月付「久光公ヨリ近衛家へ提出ノ意見書」『玉里島津家史料』一一二九八)。
(18) 慶応二年二月付「小松帯刀ヨリ在藩ノ家老へ 久光公上京其他ノ件」(『玉里島津家史料』五一—一五八六)など。
(19) 前掲林吉彦『薩藩の教育と財政並軍備』、『鹿児島県史』第三巻(鹿児島県、一九四一)、前掲高村直助『小松帯刀』を

参照。

- (20) 万延元年二月六日付「御喪中年首ノ賀式停止建議(兒玉雄一郎)」(『忠義公史料』一一—一二八)
(21) 文久元年一月四日付「軍事ニ関スル市来広貫意見建言」(『忠義公史料』一一四八三)。本稿での史料引用において、傍線や()内の語は全て筆者によるものである。また欠字は一文字空け、平出は「/」、畳字は「 \sphericalangle 」で表記した。
(22) 久光自身も、泰平の世の中で「人心驕墮之風習」にあるが、「土気愈盛大ニ罷成」ように一変することが「夷賊ヲ万里ノ外ニ攘斥」するためには必要だとしている(前掲『玉里島津家史料』一一二九八)。
(23) 慶応三年一月付「伊集院伊膳支配下へ訓諭」(『忠義公史料』四一五—四一五五)
(24) 元治二年正月付「川上宗之丞等建言」(『玉里島津家史料』四一一—四二七)
(25) 「郷士之事、以前外城衆中ト相唱候、安永九子年七月廿七日郷士ト被相改、天明六年七月廿五日大番ト被相替、尤、身分ハヲノツカラ郷士ニテ、家格ノ唱大番ニテ候段被仰渡候」(『薩摩藩法令史料集』一一—一九二四)
(26) 安藤保『郷中教育と薩摩士風の研究』(南方新社、二〇一三)、一〇九頁
(27) 芳即正「外城から郷へ」(『展示図録 薩摩七十七万石—鹿児島城と外城—』鹿児島県歴史資料センター黎明館、一九九一)
(28) この問題に対する薩摩藩の対応に関しては、前掲芳即正「人物叢書 調所広郷」など、多数の研究が蓄積されている。
(29) 「琉球外国関係文書」(東京大学史料編纂所蔵「島津家本」)
(30) 前掲芳即正『調所広郷』
(31) 「安田助左衛門日記 一」弘化四年七月一日条(国会国

立図書館所蔵「石室秘稿」、資料番号一、以下「安田日記」と略記する。なお、この諮問に対する安田らの回答は、「当分ノ人数ヲ式三万人他国へ張出候儀中々御請仕難、夫故兼テ御軍役ヲ被定兵制相立不申候テハ相調不申事ニテ、就中式三百年ノ昇平軍陣ノ事ハ聊モ存不申（中略）右様ノ大軍急速張出候儀御請難仕申上候」というものであった。これを受けて給地高改正、洋式兵制への移行などが実施されていたのだろう。

(32) 「安田日記」弘化三年一〇月某日条

(33) 「海老原清熙君身上三関スル件」（鹿児島県立図書館所蔵、K二八九／エ）

毛利敏彦氏は、琉球に仏船が来航した際の薩摩藩の対応を検討した。その中で斉興・調所が幕府に対して琉球への軍勢派遣について虚偽報告を行ったことから、「天保改革コース」は自藩第一主義で財政問題に固執して問題に対処しようとしなかったと指摘した（『明治維新政治史序説』（未來社、一九六七）四五―六二頁）。この「自藩第一主義」という評価はそれ以降定着し、その下で琉球問題やその後の軍事力強化に向けた動向が検討されてきた。しかし、これらの史料からこの「自藩第一主義」という評価は再考を要するのではないだろうか。

(34) 嘉永二年五月付「白帆ノ異国船渡来亦隣領異変之節取計之次第諸郷へ布達」（『斉宣・斉興公史料』六六八）

(35) 前掲芳即正『島津斉彬』、四一頁より引用。

(36) 弘化三年一二月晦日付「仏国軍艦渡来届書ニ対シ大隅守伺」（『琉球外国関係文書』東京大学史料編纂所所蔵「島津家本」）

(37) 嘉永二年五月付「白帆ノ異国船渡来亦隣領異変之節取計之次第諸郷へ布達」（『斉宣・斉興公史料』六六七）

(38) 嘉永五年五月付「御城下無禄・少禄之ノ諸士就農法、關勇助・山口九十郎等へ取調ヲ命シ玉フ」（『斉彬公史料』一一二―四六）。斉彬はこのように郷士を評価する一方で、城下の下級武士（無禄・少禄のもの）に関しては「物ノ用ニ立チ兼タル」として、諸郷へ移住させることを計画している。

(39) 「諸郷士格式復旧ノ尊慮」（『斉彬公史料』二一四―八三）「レ安政四年丁巳ノ夏七月頃ノ事ナリシ」とされている。また斉彬は郷士の人材育成のため、各郷に一つずつ郷校を建設することを計画していた（安政元年七月一九日付「新納久仰へ書翰」（『斉彬公史料』三―五六六））。

(40) 嘉永元年八月一八日付「御軍賦改正令」（『斉宣・斉興公史料』六二九）

(41) 弘化四年一〇月二日付「軍制改革ノ諸令」（『斉宣・斉興公史料』五四八）

(42) 前掲芳即正『調所広郷』

(43) 文久元年一二月付「改正軍賦人名」（『忠義公史料』一一四八九）

(44) 万延元年「和漢兵卒之年齢旗貝太鼓役之事」（『忠義公史料』一一二七三）。なお、「西目・東目・長崎御手当」として「御城下備二組・諸郷二組ツ、之惣人数」が定められている（万延元年付「兵士調査数」（『忠義公史料』一一二七二））。

(45) 前掲『忠義公史料』一一二七三

(46) 文久元年一二月付「諸郷軍賦」（『忠義公史料』一一四八七）

(47) 元治元年六月付「山川 指宿 頼娃 調練人数帳」（『玉里島津家史料』三一―〇六五）

(48) 安藤保「解題」（『名越時敏史料』第一卷、鹿児島県、二〇一一）

(49) 文久三年二月二八日付「各郷警衛地達書」（『忠義公史料』

- 二二四五)。同三年には病者を除いた二〇歳から五〇歳の軍事動員可能な郷士が調査されており、藩は同元年の備組を基礎としつつ、動員可能な郷士数の把握に努めていた(文久三年付「諸郷軍役人数調査」(『忠義公史料』二二四八))。
- (50) 文久三年二月二十八日付「鹿児島湾内要衝ノ地頭職任命」(『忠義公史料』二二四四)
- (51) 前掲『忠義公史料』二二四四
- (52) 「名越時敏日史」文久三年二月二十八日条(『名越時敏史料』第一卷)。なお、町田内膳は居地頭に任じられたため、串木野郷の地頭・惣物主を免じられている(『名越時敏日史』文久三年三月三日条。以下、「名越日史」と略記する)。
- (53) 「名越日史」文久三年五月二十七日条。
- (54) 文久三年六月二十七日付「各郷ノ兵隊各持場ニ出張ス」(『忠義公史料』二二三八四)
- (55) 文久三年付「国父久光公御旗本隊」(『忠義公史料』二二四〇五) なお薩英戦争後、郷士の中から一五〇人が番兵として交代で城下に常駐するようになった。この番兵は継続して戊辰戦争のときには「番兵隊」として出征したとされている
- (「軍賦」編制附動員計畫」史料稿本」東京大学史料編纂所所蔵「島津家本」。また、薩英戦争後の文久三年八月、「方鎮組合」が定められ、各郷の相互救援体制が強化された(藩達留 自文久元年至元治元年」鹿児島県立図書館所蔵、K／三八／八)。
- (56) 諸郷の表において、「○」と表記しているものは、史料上に記載がなく不明なものを表している。また、「※」を付した西目御出馬二番陣の馬越郷の当番は、半手が二つと史料上は表記してあるが、それでは馬越郷の二〇歳から五〇歳までの郷士ほぼ全員が動員されることになり、疑問である。さらに本城郷の一手、曾木郷の半手と馬越郷の当番を合わせて一組としているので、馬越郷の当番は半手のみであったと推測される。なお、一手は二〇人、一組は二手で四〇人とされている(前掲『忠義公史料』一一二七三)。
- (57) 前掲「軍賦」編制附動員計畫」史料稿本」
- (58) 文久元年正月一五日付「各郷地頭へ訓令」(『忠義公史料』一一三〇八)
- (59) 前掲『忠義公史料』三二四三四
- (60) 出典に関して、略記した部分を記しておく。文久三年付「鹿児島湾内各所砲台装置ノ砲数」(『忠義公史料』二二四〇四)、前掲『忠義公史料』二二四〇五、元治元年付「地頭職被命人名」(『忠義公史料』二二四四一)、「薩藩役職補任 全」(東大史料編纂所所蔵、「島津家本」)、「開聞町郷士誌 改訂版」(開聞町、一九九四)、「国分郷士誌」(国分市役所、一九七三)、「財部町郷士史 改訂版」(財部町役場、一九九七)、「根占郷士誌復刻改訂版」(根占町、一九九六)
- (61) 前掲『玉里島津家史料』三一―一四六
- (62) 芳即正『人物叢書 島津重豪』(吉川弘文館、一九八〇)、前掲安藤保『郷中教育と薩摩土風の研究』。これ以降、藩士たちに向けて風俗・行跡の改善を命じる布達が頻発している。
- (63) 伊東祐伴「感傷雜記」(秀村選三「近世後期大隅国高山郷士伊東祐伴「感傷雜記」―薩摩藩農政への批判と建言―」『久留米大学 比較文化研究』第一四輯、一九九三)。郷村・農民が困窮しているという実情を知らずに行われている藩の経済政策に対して批判と方策を述べた意見書である。
- (64) 前掲『玉里島津家史料』三一―一四六
- (65) 「名越日史」元治元年九月一六日条
- (66) 「安田日記」元治元年九月一九条

(67) 齊彬が「平常諸士及困窮候テハ、万一異国船渡来候節、心八十分ニ存シ候族モ、中々手ニ及ヒ申スマシ」(嘉永四年七月一日付「窮民救恤米価下落云々ノ御書取」〔齊彬公史料〕一一一九一)と述べるように、当時、諸郷困窮士民の救済もまた急務であつた。そこで茂久期には、文久三年頃までに牧場の開拓を行っている。福山郷にあつた牧場は藩内最大規模のものであり、八〇〇匹ほどの馬を飼育していた。この牧場を廃止し、西目の諸郷から郷士・百姓を雇用(一反につき四貫五百文)して開拓することにした(文久三年正月八日付「福山牧場見分報告書」〔玉里島津家史料〕二一四六三)。そして、飼育されていた馬は労働である真幸肝付表の牛馬を所持していない窮士窮民に下賜された(文久三年正月二九日付「農政奨励布告」〔忠義公史料〕二一二二二)。農耕に馬は不可欠であり、彼らにとって非常に重要な救済策だったものと考えられる。

また、真幸表(Ⅱ吉松・馬関田・吉田・加久藤・飯野郷)の諸郷は特に困窮が激しかったとされるが、その大きな原因が年貢を納入する際に、加治木までの一〇余里という遠方かつ険阻な山道を運送しなければならぬことだった。そこで「別段ノ御吟味ヲ以真幸表之内へ本蔵新規被召建、村々取納米右本蔵江致取納候」ように変更され、その貢納米は「御当地三町(城下の上町・下町・西田町)酒屋中へ申受被仰付、於真幸表致造酒、御当地へ差廻、当分之通致賣買候様」にすること、年貢米運送の労を除去したのであつた。また、その「酒滓ヲ以テ肥培ノ料ニ充」てるようにし、「其益又一層」とされている(前掲『忠義公史料』二一二二二)。真幸表は人が少ない地域なので、この酒造は城下・諸郷の窮士窮民を雇用し、転住させて行われた(「安田日記」慶応元年七月一

六日条)のだが、その「人配(Ⅱ転住)移者方掛」として居地頭の安田助左衛門が任じられ、「移者産業ノ取続且又取締向引請手ヲ付夫々安堵候様」に命じられている(「安田日記」慶応元年八月某日条)。ここに藩の救済策の直接の推進者としての居地頭の役割を見出せる。

安田はこれらの救済策によつて、「郷士百姓共追々クツロキ出来可申候」、「当分ニ至リテハ郷士百姓トモ一統人氣競立追年宜敷向罷成候」としている(「安田日記」元治元年一〇月某日条)。後述するように郷士たちは士氣振興・人心一和を果たしていくが、その背景には藩の救済策も大きな影響を与えていたのである。

(68) 「安田日記」元治元年一〇月一〇日条

(69) 寛政四年九月一五日付「組頭宛御役所達」(都城島津邸所蔵「荘内歴代要覧」島津久倫項、ID:三二一五五)

(70) 寛政四年六月二六日付「組頭宛御役所達」(同前)

(71) 安政元年五月二九日付「江夏直義へ書翰」〔齊彬公史料〕三一五五四

(72) 安政二年十月付「藩内石高地所検見来由」〔齊彬公史料〕二一四一八

(73) 文久三年一二月付「赤塚有村大脇ノ三士意見書」〔忠義公史料〕二一六二二

(74) 慶応二年一月八日付「関研蔵ヨリ桂右衛門へ 欧州ノ事情、幕府へノ答弁、英国ノ対日本策等ノ報告」〔玉里島津家史料〕五一五七九

(75) 前掲芳即正『調所広郷』二二三―二四頁。

(76) 「安田日記」元治元年一〇月某日条

(77) 「安田日記」元治元年一〇月某日条

(78) 「安田日記」元治二年一月五日条

- (79) 「安田日記」元治二年一月五日条。家老の桂久武宛書簡。
- (80) 前掲安藤保「解題」『名越時敏史料』第一巻
- (81) 「名越日史」元治元年九月一六日条
- (82) 「名越日史」元治元年一〇月一二日条
- (83) 「名越日史」元治元年一月二七日条
- (84) 「名越日史」元治元年一月一五日条
- (85) 見分の結果、「余程申分無之」こともあるが、「名越日史」元治元年一月二二日条、「何篇不宜」の場合は「細々相達置」いた(同一一月二二日条)としている。
- (86) 例えば慶応元年二月二四、二六日には軍賦役が巡郷してきており、武術・訓練共に見分している(「名越日史」同日条)。
- (87) 「名越日史」慶応元年二月九日条
- (88) 「名越日史」慶応二年八月一日条
- (89) 全く学問をする者がおらず、字を書ける者もいなかった地域でも少しづつ学問が開けていつている様子が窺える(「名越日史」元治二年一月二九日条)。
- (90) 「名越日史」慶応二年八月一四日条
- (91) 「名越日史」慶応二年一月二日条
- (92) 慶応元年一二月二二日付「出水近況報告」(『郷土の手紙が語る幕末動乱期の世相 天保八年〜明治五年』一〇番文書、以下『世相』と略記)。「弟給」の表すところは不明だが、何らかの罰則が科せられたことに相違ないだろう。
- (93) 慶応二年二月二四日付「鹿児島近況報告」(『世相』一五)
- (94) 慶応三年一月九日付「帰郷後の出水近況」(『世相』五五)
- (95) 宇都良之助は天保七年一〇月一四日に伊作郷中原村に生まれた。父は同二年に郷の横日を、同五年に組頭を務めていることから、代々郷の所三役を歴任してきた家であったと推測される。彼は同一四年正月から祖父宇都良伯のもとで漢学を

- 修行し、安政三年から六年までの間、造士館で漢学と柔術を学んだ。また、同六年には兵学修得の必要を感じ、阿多郷伊地知家で数年間修行している。また、同元年と文久三年に京都警衛の為に上京している。二度目の上京の際には伍長に任じられ、八月一八日政変において長州藩の鎮撫に尽力したとして、久光から金品を下賜されている。帰郷後は伊作横目・組頭を歴任し、維新後は伊作郷校の教授を務めた(「宇都良之助略伝」(吹上歴史民俗資料館所蔵「宇都家文書」三二七八)。
- (96) 慶応元年三月一五日付「口上覚」(宇都家文書三一〇七)。
この中で泰平の世の中で惰弱になった郷土たちの現状や、「郷内是迄仕来」の問題点を指摘している。その改善策として宇都は仕長が毎月一二度実施している軍書読みや、「国家之為万事致儀論」ことの徹底や、仕長による與下の郷土の教導、伍長会の実施を提案しており、それによって士気が盛んになるだろうと指摘している。
- (97) なお、「剣術・柔術・砲術ノ時勢最モ専ラニスヘキヲ論シ(中略)旧式ノ弓術ヲ小銃射的ニ換ルコト為シタリ」と武術に關しても整備が進んだ(「宇都良之助履歴書」(「宇都家文書」三一七九)。
- (98) 「安田日記」元治元年一二月某日条
- (99) 「安田日記」元治元年正月五日条。また、「名越日史」には、名越が年末以外にも城下に赴いている様子が窺える。
- (100) 慶応二年正月付「黒田嘉右衛門ヨリ桂右衛門へ書簡」(『忠義公史料』四一一二九)
- (101) 慶応三年一月付「加世田士持雄四郎送家書翰」(『忠義公史料』四一六四三)
- (102) 慶応三年七月二九日付「桂右衛門ヨリ京都小松帯刀へ 英

式採用其他」『玉里島津家史料』五一―一六七八)

(103) さらに、先程、風俗頹廢・文武不出精の事例として挙げた私領・都城士たちに関して、桂は次のように評価している。

都城士たちは「銘々銃器等モ相揃ヒ迅速出府、先日操練御親ノ処、皆共致熟練居、右者畢竟今御軍制英式御採用ニ付先般家来ノ内為致出崎、練修方ハ勿論銃器手当ノ上、於領内モ調練場造営一統勉強ノ処ヨリ、右次第殊ニ至、当時候テハ役々私領中ノ人氣致一和候段モ被聞召」た。そしてこれは前都城領主である島津久本の指揮が行届いていたためであった(慶応三年八月付「島津久本宛桂久武書簡」(「授爵願ニ付原稿書類二」都城島津邸所蔵、ID:二〇三二))。

(104) 「名越日史」慶応二年一〇月一五日条

(105) 慶応三年三月付「大小銃手当ノ令(英式ノ軍制)」(『忠義公史料』四―三九八)

(106) 慶応三年一月付「諸郷士英式兵隊組織設立」(『忠義公史料』四―五六六)

(107) 詳しくは晋哲哉「戊辰前年の外城軍制改革」(「月報」『玉里島津家史料』九、一九九九)

(108) 「慶応三年蒲生組頭所日記」(以後「蒲生組頭所日記」と略記) 慶応三年正月一七日、二七日条など(『始良市誌史料』三)。

(109) 『鹿児島県史』第三卷、一一八頁

(110) 「蒲生組頭所日記」慶応三年二月二六日条など。

(111) この方策がその後どのように展開していくのか、そして他郷ではどのような方策がとられたのかという点に関しては不明である。困窮の中で郷士たちがどのように施条銃の購入

を進めていったのかという点は重要な問題であり、今後の課題としたい。

(112) 元治元年六月二十七日付「小松帯刀より在藩ノ家老へ 京都へ出兵ノ件」(『玉里島津家史料』三一―〇六六)

(113) 高橋裕文氏は、城下士たちが討幕への動きに反対してはなかなかに一致しなかったのに対し、郷士たちは出兵に向けて一致し、士気も高く軍事訓練に励んでいたと指摘している

(高橋裕文「武力討幕方針をめぐる薩摩藩内反対派の動向」(家近良樹編『もうひとつの明治維新 幕末史の再検討』有志舎、二〇〇六))。この指摘は前掲高村直助『小松帯刀』でも踏襲されている。

なお、明治二年に入ると薩摩藩は本格的に藩政改革を行うようになるが、その中で私領は返上され、藩直轄となり、それまでの領主に代って地頭が統治するように変化した。この変化はほとんど問題なく進められたが、都城では例外的に大きな反発が起こった。都城士たちは旧領主である元丸が引き続き都城に残ることを願ひ、元丸の地頭職就任を求めたが、これは却下され、同二年九月二日に地頭として三島通庸が着任した。すると都城ではそれに反発する動きが広まり、地頭役宅の「地頭三島弥兵衛」と書かれた門標が切りつけられるという事件も発生し、三島は一時鹿児島に帰ることを余儀なくされた(『都城市史』通史編近現代、都城市、二〇〇六)。

この事例は本稿で検討した諸郷の居地頭制とは性格が異なる問題だが、明治の改革下における検討に重要なものであり、今後の検討課題としたい。

審査委員講評

○安藤 保 委員

琉球を支配下に置く薩摩藩は外圧を早くから身近に感じ、対応のため、弘化四年軍役改正を皮切りに教度の改革が行われる。人数で城下士を圧倒する郷士を城下士の指揮下に置く軍体制により幕末維新期の戦闘は戦われた。城下士よりも格下に置かれた郷士の士気を高め優良な戦闘員とするための施策として執られたのが居地頭の復活である。

薩摩藩にとり重要な歴史事実でありながら、今まで指摘するだけに留められていた居地頭について、正面から取り上げた姿勢を評価したい。

ただ、居地頭復活までになされた、選抜郷士と城下士混合による江戸・畿内警備出動に見る新たな戦闘集団に生まれ変わる過程の検討、居地頭一覧および地頭の人物像や施策の検討、特に学校教育などへの貢献など課題は多く、今後の努力に期待したい。

○佐藤 宏之 委員

本論文は、幕末期薩摩藩において、郷士が重要視される契機と藩の軍事組織内における郷士の存在、居地頭制復旧の理由、居地頭制下の諸郷の実態と居地頭制の意義の分析を通して、郷士の存在意義についてあきらかにしたものである。

これまでの数量的・軍事編成論的研究から、郷士の意識（著者がいうソフト面）に踏み込んで検討した点が新鮮であった。史料的制約もあると思うが、士気振興・人心一和の内実について、今後郷士側の史料を用いた検討がなされることを期待する。

既刊行活字史料だけでなく、東京大学史料編纂所、国会図書館、鹿児島県立図書館、吹上歴史民俗資料館、都城島津邸など、史料調査の成果が盛り込まれていて好感がもてる。

○原口 泉 委員

調所広郷による天保の改革は、藩財政の立て直しのみが注目されやすいが、琉球への外国艦来航事件を機に行った軍制改革も極めて重要な意味を持つ。

本論文は、軍制改革の根底を支える郷士のレベルアップについて、居地頭制の復旧に焦点を当てて、各郷の実態を明らかにしながら論じたものである。先行研究をきちんと整理した上で、各郷の実態をよく検証している。鹿児島県は地方文書がほとんど残っていない中で、蒲生郷や伊作郷の御仮屋文書など未翻刻の史料も活用して論考している点も評価できる。

なお、今後の展望として、郷士を基盤とする薩摩藩の軍事力が戊辰戦争でどのように発揮されたかということまで検証することによって、さらに研究が深まるものと思われる。

○宮地 正人 委員

薩藩郷士制度の幕末期のあり方の変化は、私にとっても関心の一つであり、本論文によって相当の疑問が解消した。この実証の方向で今後の研究が進められることが期待される。本論文に関しての課題は次の二点。

① 三十二頁に文久元年十二月の軍制改革が分析されているが、文久二年八月に勃発した生麦事件は突発した英人殺傷事件であり、英国艦隊がいつ、いかなる藩領地（島々も含まれる）に來襲するかも知れないという全藩的危機が到来した時点で、郷士層に関しては如何なる対策がとられたのか、文久元年十二月のそれで十分対応しえたのか、この検討がなされていないまま、京都警衛での郷士の話に移っているのは理解困難である。史料が無いと済まされる問題ではない。

② 四十五頁、郷士達にミニエー銃への統一化とその大量の購入は、薩藩洋式軍制化のカナメ的な措置であり、それを郷士の自弁で実現させたのか、あるいは藩財政がそこに深くかかわって遂行されたのか、詳しく知りたい処である。

望むらくは、文久三年の薩英戦争と明治元々二年の戊辰箱館戦争は薩藩全体をゆりうごかした激烈な藩体験であり、そのための準備並に戦争を経験した上の軍事改革という視点を貫きつつ、本研究を前進させてくれることを期待している。